

第4章

基礎的環境整備について

基礎的環境整備について8つの観点で示してあります。

ここでは、小中高等学校等でできそうなこと、小中高等学校等の教職員に知っておいてほしいことについて、ピックアップして載せてあります。

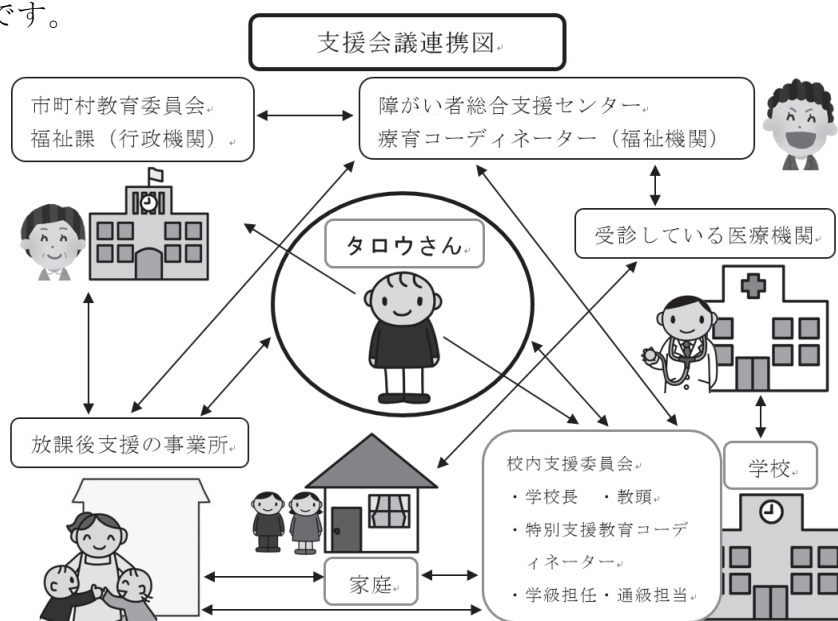
第4章 基礎的環境整備について

1 ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用にかかわって

(1) ネットワークの形成

特別な教育的ニーズのある子どもについて、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した教育支援を行うための個別的教育支援計画や、個のニーズに応じた教育を行うための個別の指導計画を作成し支援を行います。この過程で、教育機関のみならず保護者や医療、保健、福祉、労働などの関係者と連携を図ることが非常に重要です。子どもの発達の状態などを勘案しながら、支援目標、支援の方向などの共通理解が図れるように、定期的に、関係者による教育相談や支援会議などを行っていくことが大切です。

こうした観点から、各郡市で行われている特別支援教育コーディネーター等連絡会による情報交換やネットワークづくりは、地域における一貫した支援体制を構築するために、とても大切な取り組みです。

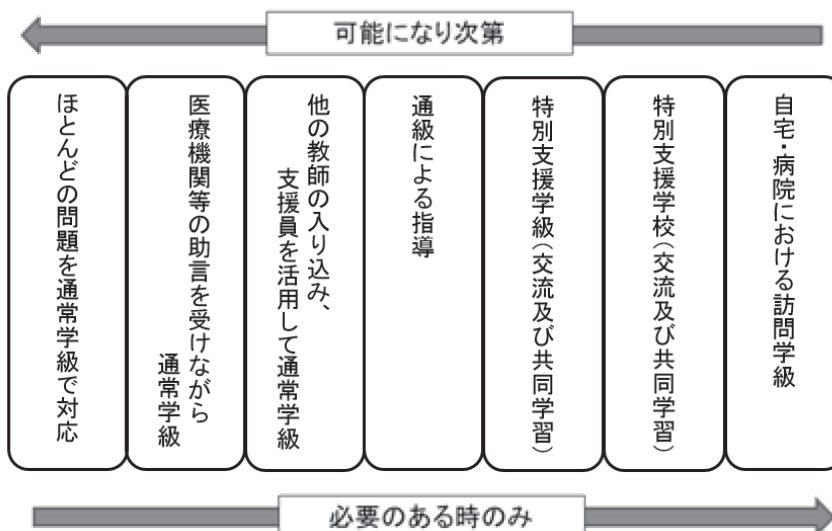


(2) 連続性のある多様な学びの場の活用

上記のような、その子どもを支えるネットワークとともに基礎的環境整備として、特別な教育的ニーズのある一人一人の子どもの成長を支えるのが、連続性のある学びの場です。連続性のある多様な学びの場としては、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などが考えられます。通常の学級においては、担任による配慮、特別支援教育支援員等を活用しての配慮など、その子に応じた教育対応を工夫します。また、通級による指導のように一部指導・支援を利用する場合や、特別支援学校や特別支援学級のように、社会自立や社会参加に向けて「交流及び共同学習」を取り入るといったことも行われています。

また、これらの学びの場の活用とともに重要なことは、学びの場の見直しです。社会自立や社会参加に向けて、可能になり次第、柔軟に学びの場を見直すことが大切です。そして、個別の発達を保障するために、必要のある時のみ学びの場を見直すこともあります。このように児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場の仕組みを整備し活用することが重要です。

多様な学びの場の連続性



コラム5

学びの場の柔軟な見直し

就学時や入学後に決定した「学びの場」は、小中学校や特別支援学校を卒業するまで、ずっと同じというものではありません。子どもの発達や適応の状況、学習環境の変化等に応じて、柔軟に変更することが重要です。子どもの実態に合わせて、小中学校から特別支援学校への転学、または特別支援学校から小中学校への転学といったように、双方向での転学ができることを十分理解しておくことが必要です。

特別支援学級についても、例えば、自情障学級に在籍する子どもが、交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる状況によっては、学びの場の再検討が必要な場合もあります。

通級による指導の週当たりの時数は8時間以内と定められています。このことから、自情障学級では、集団適応を図るため、徐々に原学級での学習時間を増やしているなどの特別な場合を除き、特別支援学級で学ぶ時間が週8時間以内である状況が継続している場合は、教育課程や学びの場を改めて検討することが必要です。

※ 「就学後のフォローアップと学びの場の柔軟な見直し」については、「教育支援ハンドブック」（平成27年3月長野県教育委員会）P. 54～参照

2 専門性のある指導体制の確保に関わって

(1) 校内体制の充実

お子さんの特別な教育的ニーズに応じて専門性のある指導体制を確保するのに当たっては、学校長が特別支援教育について理解を深め、そのリーダーシップの下、指導体制を整えるとともに、特別支援教育コーディネーターなどの専門性のある教員の活用、職員間の指導・支援方法の共有化、困難さを抱える子どもの支援チームによる指導・支援の充実が大切です。

<児童生徒を支える指導の流れの例>

1 児童生徒の困難さに気付く

※ 情報を職員間で共有します。

- 各学級の困難さのある児童生徒の情報をまとめます。
- ・学習面、生活面などの見る観点（「第5章 ワンポイント配慮」P.129～参照）を決めます。
- ・支援の必要な児童生徒の一覧表は、特別支援教育コーディネーター等が作成します。

2 支援チームをつくる

※ 実態把握を行い、支援チームを編成します。

- 児童生徒の実態把握と支援チームの編成をします。
- ・保護者との教育相談や支援チームによる授業参観を行います。
- ・実態把握のためのチェックシート〔「特別支援教育コーディネーターハンドブック」（平成25年3月長野県教育委員会P.86参照）もしくは、「資料」P.165参照〕や発達検査を実施します。
- ・特別支援教育コーディネーターを中心に支援チーム（教頭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、担任、学年主任、生徒指導主事等）を編成します。

3 個別の教育支援計画の作成

※ 関係機関との連携

- 特別支援教育コーディネーターおよび担任が保護者、関係機関と連携して、個別の教育支援計画を作成します。
- ・個別の教育支援計画を基に、学年会、教科担当者会、職員会などで共通理解を図ります。

4 個別の指導計画の作成

※ 教職員間の連携

- 教職員間で指導・支援の共有，連携を行います。
- ・個別の指導計画を基に，児童生徒の実態や目標，支援の方向について教職員間で共通理解を図ります。
- ・支援チームで，いつからいつまで，誰が，どのように指導・支援するかを明確にします。

5 実際に指導・支援を行う

※ チームで児童生徒を観察し，指導・支援を行います。また，評価・見直しを行い，指導・支援に生かしていきます。

- 指導・支援を行います。
- ・指導・支援の有効性を支援チームで評価・見直しを定期的に行います。保護者にも説明します。
- ・支援の経過について，記録をして保存します。
- ・個別の教育支援計画および個別の指導計画を見直し，日々の支援に生かします。

<その他>

- ① 学校長の指示により児童生徒を支える支援チームを編成します。支援チームは特別支援教育コーディネーターを中心に教頭，養護教諭，生徒指導主事，担任，学年主任などです。チームのメンバーは連絡を密に取り合います。実態把握のためのチェックシートを見ながら情報を共有したり，学級担任は学期ごとに各学級の児童生徒の実態を把握し，支援の必要な児童生徒の一覧表に追加したりします。また，特別支援教育コーディネーターは，教育相談を計画し，保護者に支援の方向や経過を伝えたり，保護者の悩みを聞き取ったりしながら保護者のサポートも行います。
- ② 幼稚園・保育所から小学校への移行支援については，幼保小連絡会や支援会議等を通して情報を引き継ぎ，入学の準備をします。園の担任から，支援の必要な子どもの気になる点，支援の方法等を聞きます。また，園で個別の保育計画，個別の移行支援計画を作成している場合は，保護者の了解の下，それらを提供してもらい，それらを基に入学前に校長，特別支援教育コーディネーター，就学前係と保護者が教育相談や支援会議を行うことが望ましいです。

3 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導に関わって

(1) 作成の意義

個別の教育支援計画や個別の指導計画は、特別支援学校では作成することが学習指導要領等に明記されています。特別支援学校以外の学校についても、必要に応じて作成し、子どもの障がいや特性に応じた指導内容・方法の工夫を計画的・組織的に行うよう学習指導要領に明記されています。



基礎的環境整備として個別の教育支援計画や個別の指導計画を整えることは、子どもの実態や教育的ニーズに合った指導内容・方法を決め出し、支援者が連携しながら支援を行うことにつながります。また、作成したものを就学先や進学先に引き継ぐことで、合意形成された合理的配慮の内容を次の支援者につなぐツールにもなります。継続して作成していくことで情報を共有し、将来にわたって一貫した支援ができるように整えていきましょう。

大切なことは、担任一人で作成するのではなく、学校職員や保護者、医療、保健、福祉、労働などの関係機関、子どもに関わる支援者とともに作成することです。また、単に作成するだけではなく、定期的に育ちの姿や支援について評価することを通して、指導内容や支援方法の改善することになります。さまざまな場面で捉えた子どもの姿や、それぞれ専門的な立場から検討を重ねることで、子どもの教育的ニーズに合った指導内容・方法の質を高めることもできます。そのためにも、子どもに関わる支援者が集まる支援会議等で活用し、検討していきましょう。

(2) 個別の教育支援計画の作成に関わって

個別の教育支援計画とは、障がいのある子ども一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、医療、保健、福祉、労働などの関係機関との連携を図り、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うための計画です。保護者を含め、関係機関の支援者が集まって支援会議を行い、長期的な視点から実態や課題を共通理解して共通の目標や役割、それぞれの目標や支援の内容を明確にしていきます。保護者や関係機関と合意形成された合理的配慮も記録して情報を共有し、次の支援者に引き継いでいきましょう。

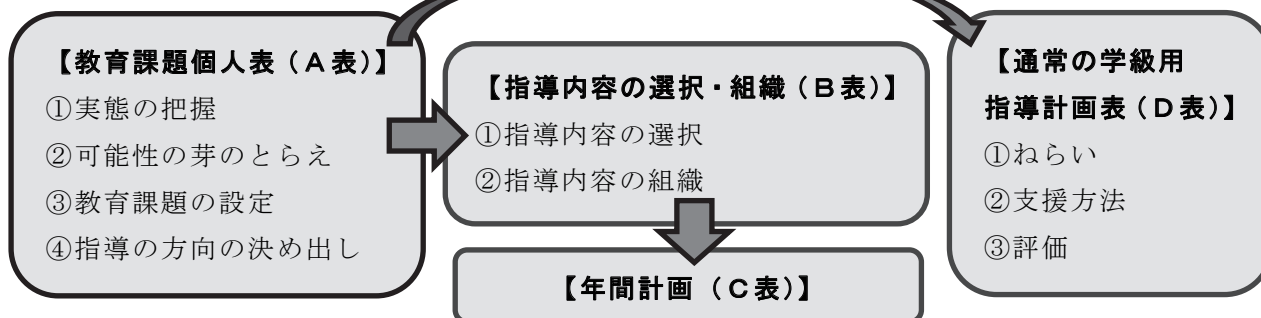
(個別の教育支援計画の例は、P. 135 を参照)

(3) 個別の指導計画の作成に関わって

個別の指導計画とは、子どもの実態や教育的ニーズに応じて、計画的・組織的に指導を行うための計画です。通常の学級においても、特別な教育的ニーズのある子どもに対して、該当学年の教科・領域の指導計画に加えて必要に応じて作成することによ

り、一貫した的確な支援を行うことができます。個別の指導計画は次の例のような要素で成り立ち、子どもを肯定的・共感的にとらえ、支援に生かすツールになっています。保護者と合意形成された合理的配慮については、どのような配慮を行ったか、行った配慮によってどのような育ちが見られたか等の具体を個別の指導計画に記入し、支援の評価を行ったり、育ちの記録として引き継いだりしていきましょう。

【個別の指導計画の例（長野県 特別支援教育課程学習指導手引書より）】



※ 様式の例は、総合教育センターHPや「特別支援学級ガイドライン」（平成26年3月長野県教育委員会）、「通級による指導ハンドブック」（平成28年3月長野県教育委員会）を参照

4 教材の確保に関わって

子どもの実態に応じて学習に必要な教科書や教材・教具等を提供するためには、どのような教科書や教材があるか、どのように活用するのかということについて、広く情報を集めたり、多くの事例から学んだりすることが大切です。文部科学省や国立特別支援教育総合研究所等のデータベースや、特別支援学校のセンター的機能を活用して、情報や事例を集めましょう。

教科書や教材・教具の整備は各学校や市町村教育委員会において協議し、連携しながら進めます。単にデジタル教科書やパソコン、タブレット、教材等を使用することが目的ではありません。その教科書や教材を使用することで子どもが持っている力を発揮し、ともに学ぶために合理的な配慮になっているか、過度な負担となっていないかを視点を、本人、保護者、学校、関係者で検討しながら整えていきましょう。

(1) 教科書について

文部科学省では、点字教科書や拡大教科書、知的障がい者用の国語、算数・数学、音楽の教科書を作成しています。また、音声教材や教科書のデジタルデータが作成・提供されています。音声教材やデジタル教科書は、パソコンやタブレット等の端末を用いることになるので、パソコンやタブレット等の整備や、情報にアクセスするための環境を整えることも、併せて必要になります。



音声教材とは

発達障がい等により、通常の検定教科書では一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材です。文部科学省の委託を受けた以下の団体が製作し、読み書きが困難な児童生徒に無償で提供しています。これらの団体が作成した音声教材のサンプル集は、教科書センターで閲覧することも可能です。詳細については、**文部科学省ホームページ内音声教材で検索** (<http://www.mext.go.jp>) か、以下のホームページを見てください。

- 「マルチメディアディジー教科書」(日本障害者リハビリテーション協会)
(<http://www.dinf.ne.jp/doc/daisy/index.html>)
- 「Access Reading」(東京大学先端科学技術研究センター)
(<http://accessreading.org/index.html>)
- 「音声教材BEAN」(NPO法人エッジ)
(<http://www.npo-edge.jp>)

(2) 教材・教具について

様々な教材の中からどのような教材がよいのか、何が必要なのかを検討する際には、専門的な知識や事例が役立ちます。特別支援学校や通級指導教室などには、専門的な知識や経験が豊富な教員がいますので相談したり、紹介してもらったりすることができます。また、下記のホームページ等を活用することで、多くの事例から学ぶこともできます。第5章（P.129～）には、「ワンポイント配慮」がありますので、参考にしてください。

【教材・教具の例】



F M補聴システム



単眼鏡



書見台



さまざまな筆記用具



姿勢保持のための机



タイマー

「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」

（国立特別支援教育総合研究所）

<http://inclusive.nise.go.jp/>

文部科学省のモデル事業で取り組んだ合理的配慮の事例集です。学年や障がいの種別、合理的配慮の観点などのキーワードで、検索することができます。



「合理的配慮サーチ（合理的配慮等具体例データ集）」（内閣府）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

合理的配慮だけではなく、事前的改善措置・環境整備にあたる内容も含まれています。また、教育に限らず、生活に関わる様々な場面の事例が紹介されています。



5 施設・設備の整備に関わって

文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日）では、「基礎的環境整備について」以下のように示されています。

○「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。その際、特別支援学校の「基礎的環境整備」の維持・向上を図りつつ、特別支援学校以外の学校の「基礎的環境整備」の向上を図ることが重要である。また、「基礎的環境整備」を進めるに当たっては、ユニバーサルデザイン（*5）の考え方も考慮しつつ進めていくことが重要である。（参考資料 22：基礎的環境整備について）

（*5）バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。障害者の権利に関する条約第2条（定義）において、「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない、と定義されている。

○現在の財政状況に鑑みると、「基礎的環境整備」の充実を図るためには、共生社会の形成に向けた国民の共通理解を一層進め、社会的な機運を醸成していくことが必要であり、それにより、財政的な措置を図る観点を含めインクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていく必要がある。

○なお、「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。また、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

また、平成27年11月26日付け、27文科初第1058号「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」では、「過重な負担」について、次のように示されています。

過重な負担については、関係事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要であること。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではないこと。過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましいこと。

- 1 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 2 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 3 費用・負担の程度 4 事務・事業規模 5 財政・財務状況

以上のことを踏まえ、保護者から学校に、施設・設備の整備に係る相談があった場合、検討を進めていく上で大事に考えたい点について、以下のよう
にまとめました。ここでは、両足に麻痺があり車いすを使用しているAさん
について参考例とします。



	校内での検討	保護者との相談	教育委員会との相談												
1	【子どものニーズの共通理解と今後の進め方の確認】 ・Aさんは、車いすを使用しているため、階が違う教室への自力での移動は困難であり、対応が必要なことを共通理解 ・学校で対応案について検討し、教育委員会とも確認の上、保護者と相談していくことを確認		【報告・確認】 ・保護者から相談があった旨とニーズについて報告 ・今後の進め方の確認												
2	【校内で対応案について検討】 校内でいくつかの案を検討した後、教育委員会と相談 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>よ さ</th> <th>課 題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案1)エレベーター設置</td> <td>自力での移動が可能</td> <td>財政上の負担が非常に大きい</td> </tr> <tr> <td>案2)階段昇降機を購入</td> <td>財政上の負担は少ない</td> <td>その都度、使用に時間が掛かる</td> </tr> <tr> <td>案3)教室を1階に配置</td> <td>スムーズな移動が可能</td> <td>学校・クラスの理解を得る必要がある 特別教室への移動が困難</td> </tr> </tbody> </table>			よ さ	課 題	案1)エレベーター設置	自力での移動が可能	財政上の負担が非常に大きい	案2)階段昇降機を購入	財政上の負担は少ない	その都度、使用に時間が掛かる	案3)教室を1階に配置	スムーズな移動が可能	学校・クラスの理解を得る必要がある 特別教室への移動が困難	【検討した対応案について確認】 ・校内で検討した対応案について、実現可能性について事前に相談 ・階段昇降機を購入は、十分な合理性が求められれば、財政的に対応可能なことを確認
	よ さ	課 題													
案1)エレベーター設置	自力での移動が可能	財政上の負担が非常に大きい													
案2)階段昇降機を購入	財政上の負担は少ない	その都度、使用に時間が掛かる													
案3)教室を1階に配置	スムーズな移動が可能	学校・クラスの理解を得る必要がある 特別教室への移動が困難													
3	【ニーズの再確認と対応案について学校・本人・保護者との相談】 ・子どものニーズを確認した上で、対応案を保護者に示す。 ・それぞれの案のよさや課題について、保護者と十分に意見交換を行う。 （意見交換を踏まえ新たな案や修正案も検討、複数回実施）														
4	【対応案に係る共通理解と今後定期的な確認の場の設定】 ・教室を1階にし、特別教室への移動は階段昇降機を使用する。 ・クラスの子どもや保護者には、校長から説明し理解を得る。 ・今後、定期的に対応案の評価を行うことを確認する。		【報告・財政措置の依頼】												

※ 就学相談の段階では、学校を、相談員として読み替えてください。

6 専門性のある教員、支援員等の人的配置に関わって

「専門性のある教員、支援員等の人的配置」は基礎的環境整備として位置付くものですが、配置された人材が機能するためには、それぞれの教職員の専門性のさらなる向上と校内の人的資源の配置の工夫や有効活用が求められます。

(1) 教職員の専門性向上について

県教育委員会で実施している研修会の他に各地域・各学校での研修例を紹介します。

① 各地域における研修の充実について

県下 15 郡市に設置されている特別支援教育コーディネーター等連絡会においては、様々な工夫がなされています。

【例 1：合理的配慮の提供を可能にする基礎的環境整備に係る情報交換】

A 地区特別支援教育コーディネーター等連絡会では、小学校と中学校、高等学校の特別支援教育コーディネーターが各校の取組を持ち寄り、小グループで情報交換をしています。情報交換の観点は以下です。この観点に基づき資料を作成し、定期的に情報交換します。

- | |
|-------------------------------------|
| 1 校内支援体制において工夫している点 |
| (1) 校内委員会の開催について (2) 児童生徒の実態把握 |
| 2 本年度新たに取組み始めたこと・次年度取組みたいこと |

【例 2：合理的配慮提供に係る合意形成の実際（ロールプレイ・モデルの作成、活用）】

B 地区特別支援教育コーディネーター等連絡会では、合理的配慮の提供に係る合意形成に向けたロールプレイ・モデル（よくない例・よい例）を作成し、参加者がロールプレイで役割を演じ、実践的に学び合っています。ロールプレイ・モデル（よい例）の中では、担任が一人で対応するのではなく、考えられる合理的配慮の提供可能性について校内委員会で検討を重ね、それを踏まえ、学校長や特別支援教育コーディネーターが、学校として保護者と合意形成に向けた相談を行うといった点が学べるように工夫されています。

② 校内の取組の充実

各校においては、様々な機会をとらえて研修が行われています。担当の教職員が校外での研修を通してスキルアップすることは重要なことですが、校内研修を行うことにより、校内の全教職員の共通理解に立った教育実践を行うことができます。

【「発達障がい支援力アップ」 出前研修（県教育委員会による事業）の活用】

専門性の高い特別支援学校の教員や地域の小中学校の教員等を講師とした研修が行われています。事前の打合せを丁寧に行うことにより、学校のニーズに応じた研修を行うことができます。

【校内の好事例の共有するなどの工夫】

研修だけでなく、校内の教職員が合理的配慮を身近なものとして感じる事が、取り組みのスタートです。そのような観点からも、校内の好事例を共有することは、大変重要です。管理職や特別支援教育コーディネーターが、好事例を把握し、職員会や通信を通して、学校全体に広めていくことにより、学校づくりが進みます。

(2) 校内の人的資源の有効な活用について

① 特別支援教育コーディネーターを中心とした体制づくり

【校内支援コーディネーターの指名の工夫】

大規模校であるC小学校では、特別支援教育コーディネーターの他に、3人の校内支援コーディネーターを指名しています。校内支援コーディネーターは、それぞれ1・2学年、3・4学年、5・6学年を担当するとともに、学年会に月1回参加し、実態把握や必要な支援に係る助言を行っています。このようにして、大規模校でも丁寧な対応を可能にしています。

学校によっては、まずは学年会で対応を検討・実践し、その上で特別支援教育コーディネーターに相談するというシステムをとっているところもあります。こうすることにより、教職員の専門性向上や特別支援教育コーディネーターの負担軽減にもつながります。

【支援を必要とする児童のための連携マップの活用】

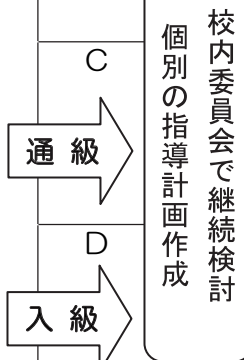
支援を必要とする児童生徒への対応を考える際に、校内の人的資源と校外の人的資源をマップとして活用すると、具体的な協議ができ、支援体制の構築がしやすいといった報告もあります。

② ニーズによる支援体制の検討

校内教育支援委員会で、特別な支援の必要な児童生徒についての支援の必要度を見極め、必要な対応を検討しそれに応じた支援体制を構築することが大切です。

【参考】必要な対応の段階（支援の必要度）を見極める考え方の例

支援の必要度	学習面	社会面	対応例
A	学級での指導の工夫が必要		特別支援教育コーディネーターと担任が一緒に児童生徒のが抱える困難さを考察し、学級の中でできる配慮を実施・経過観察。授業のユニバーサルデザイン化を図る。
B	学年職員等の連携した指導が必要（TT, 少人数, 支援員等による入り込みの支援を含む）		学年会や校内委員会で情報を共有。複数の学年職員が様々な場面で歩調を合わせ、協力して支援。または、TT, 少人数, 支援員による学級に入り込んでの支援。
C	上記A, Bの通常の学級における指導の工夫等に加え、一部学級外に取り出しの指導が必要		校内体制を工夫し、一部取り出しの支援。必要に応じて、校内就学相談委員会での検討。市町村就学相談委員会での判断。判断を受け、通級指導教室等の活用による一部取り出しの支援。
D	日常的、継続的に特別な指導が必要		校内就学相談委員会での検討に加え、市町村就学相談委員会での判断。特別支援学級に入級し、特別な教育課程を編成し、支援。



参考文献:「通級による指導ハンドブック」(平成28年3月 長野県教育委員会)

③ 特別支援教育支援員の活用のあり方

「『特別支援教育支援員』を活用するために」（平成19年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）から、ポイントとなる点を以下に引用します。

【支援員が効果的に支援するための学校の体制づくり】

- ・校内委員会等において、学級担任や特別支援教育コーディネーター等と支援員が、どのような連携・協力をするのか事前に決めておくことが必要です。
- ・次に、支援の対象となる児童生徒が困っていることやその原因、長期的な目標や短期的な目標、指導内容と支援の進め方などについて十分理解してもらうことが重要です。
- ・さらに、学校組織に入る支援員の心情に配慮することが大切です。教員にとって常識的なことであっても、支援員にはよく分からないことも多いと考えられます。

【学級担任等と支援員との連携のあり方】

- ・連携にあたってまず最初に行うことは、学級担任等が個別の指導計画を用いて、特別支援教育支援員に、その内容を説明することです。その際、支援対象となる児童生徒だけでなく、その学級における他の児童生徒への対応上の配慮点などについても共通理解がされていると、その後の支援がスムーズに進むようになります。
- ・支援が始まってからも、打合せや情報交換を行い、同一歩調で支援を進めます。
- ・また、個別の指導計画を改善するための校内委員会などには、特別支援教育支援員も参加できるようにします。こうした連携のための情報交換や打合せの時間も特別支援教育支援員の業務の一つとして勤務時間内に位置付けておくことが重要です。

【支援の直接の対象ではない児童生徒への対応について】

- ・対象となる児童生徒への支援の形態は様々であり、他の児童生徒とかかわりを持つことも少なくありません。したがって、学校生活の様々な場面で支援員がどのように動いたらよいか、他の児童生徒への接し方も含めて、学級担任と十分打合せておきます。
- ・また、障害のある児童生徒が通常の学級の中で必要な支援を受けて学校生活を送っていくためには、周囲の児童生徒の理解が不可欠です。一人一人の学び方が違うことや支援を必要とする人もいることなどを取り上げながら、児童生徒に応じて、支援員が何のために教室に入っているのか、どのような役割を果たすのかなどについて説明し、支援を受ける本人以外の児童生徒も支援員について理解しておくことが大切です。

【管理職としての配慮】

- ・管理職は、特別な支援が必要な児童生徒への対応について、学校経営上の課題として、随時、その状況を評価し改善することが大切です。
- ・学級担任等と特別支援教育支援員との考え方が違っていたり、特別支援教育支援員が児童生徒を十分に理解していなかったりするために、効果的な支援がなされないような場合には、学級担任等と連携して積極的に事態の改善を図る必要があります。
- ・その際には、学級担任等の考えや思いを踏まえ、児童生徒等への最適な対応のために、学校としての指導方針や研修の必要性などについて、特別支援教育支援員と共通理解することが重要と思われるので、そのための打合せも業務として位置付けておきます。また、一方では、学級担任等への適切なアドバイスが効果的であることもあり、両者への対応が重要です。

D小学校の校内体制の構築に係る取り組みから

～特別支援教育の充実と低学年教育の充実を学校づくりの中核に据えて～

D小学校では、町の教育委員会が幼児期の早い段階からきめ細やかな教育相談を行うようになったことを受け、低学年段階での支援の充実を図ることとしました。

低学年段階での支援の充実を図ることとしたもう一つの理由は、学年が上がるほど、二次障がいの様相を呈する児童が増える傾向にあったからです。

【人的資源の整備】

- ・低学年担任に低学年教育に精通している教員を配置
(ねらい) ・生活科の充実による学級づくりを行う。
・授業改善（1時間の流れが分かりねらいのある授業，板書）を行う。
- ・自情障学級担任に通常の学級でも実績のある教員を配置
(ねらい) ・原学級への学びの場の見直しを見据え，原学級担任と連携する。
・「その子の個別の課題を克服する場は自情障学級」を共通理解する。
- ・1年生に支援員を配置
(ねらい) ・保育園と小学校の違いを意識し自立に向けた支援を行う。
- ・自情障学級に支援員を配置
(ねらい) ・自情障学級内で担任の補助を行う。
・支援の必要な児童に対し，保育園からの支援を引き継ぐとともに，じっくりと信頼関係を築きながら，生活全般にわたって支援を行う。

こうした人的資源の整備とともに，4月末・7月末・12月末にQ-Uを活用し，学級の子どもたちの意識も把握しながら，学級づくりを進めることにしました。

1学年のあるクラスでは，4月末のQ-Uの結果からは，一見楽しく生活していると担任が考えていた子どもの承認得点が低いことが分かりました。担任は，集団に入りにくい複数の自情障学級在籍の子どもへの対応が多くなりがちで，全体を見られなかったことに気付きました。

そこで，担任は学級経営の中核にヤギの飼育を位置付け，学級のみinnで協力することにより，互いに認め合える学級づくりを進めることとしました。併せて，自情障学級では個別支援を充実させることによって，担任が学級づくりに専念できるようにしました。

学級は徐々に落ち着きを見せ，一斉授業が成り立ってくるとともに，ヤギとの学習を通して，子ども同士の関わりや担任からの承認が増え，その結果，子どもたちの承認得点が高くなっていきました。

自情障学級在籍で原学級での生活が主になってきたEさんは，ヤギとの学習の中で，力を発揮し，生き生きと活動することが多くなっていきました。12月末のQ-Uの結果，満足群に入ったことから，担任と自情障学級担任とで原学級への学びの場の見直しに向けた支援をしていくことを共通理解しました。

7 個に応じた指導や学びの場の設定による特別な指導に関わって

学びの場は、主に、以下の4つが挙げられます。ここでは、それぞれの学びの場について説明します。

① 特別支援学校

障がいの程度が比較的重い子どもを対象とし、障がいに応じた専門的な指導が行われています。知的障がい、肢体不自由、病弱、視覚障がい、聴覚障がいを対象とした学校があります。子どもたち一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じて、特別の教育課程を編成し、各教科等の指導内容・方法を工夫しています。また、障がいによる学習上生活上の困難を改善・克服することをねらいとして自立活動の指導を行っています。

なお、対象とする障がい種により、教育課程に違いがあります。

② 特別支援学級（小中学校）

個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や必要な支援を行います。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害を対象にした学級があります。

小中学校の学習指導要領に沿った教育が行われますが、子どもの実態に応じた弾力的な教育課程を編成し、指導・支援を行っていきます。

③ 通級による指導（小中学校）

ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいの状態に応じた特別な指導を特別な場（通級指導教室など）で行う教育の形態です。言語障害、自閉症・情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などを対象としています。

④ 通常の学級





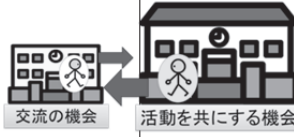
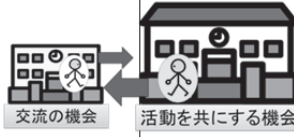

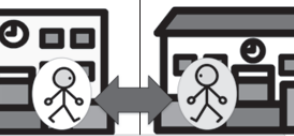
集団での学びを基本としながら、個別指導や習熟度別・少人数指導、特別支援教育支援員などを活用した配慮など、一人一人の子どもの特性や教育的ニーズに応じて、指導内容や指導・支援の方法の工夫をしていきます。

以上のことを踏まえ、子どもの成長に応じて、その時の状態や教育的ニーズに最も的確に応えられるように、柔軟で多様な学びの場を整備していくことが大切です。「第4章」P.98参照

8 交流及び共同学習の推進にかかわって

(1) 基礎的環境整備としての交流及び共同学習

現在の「交流及び共同学習」という名称が学習指導要領で使用されたのは平成23年度です。それまでは、「活動を共にする機会」と記されていました。変遷の概要は下記のようになります。

施行	小中学校 学習指導要領	特別支援学校 学習指導要領 (※昭和54年養護学校義務化)
昭和46年	記載なし	特別活動 小学校の児童または中学校の生徒と 活動を共にする機会 を積極的に設けるようにすることが望ましい。 
昭和55年	記載なし	総則・特別活動 学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童または中学校の生徒及び地域社会の人々と 活動を共にする機会 を積極的に設けるようにすること。 
平成4年	第1章 総則 第4の2 (10) 家庭や地域社会との連携を深めるとともに、学校相互の連携や 交流 を図ることに努めること。 	総則・特別活動 学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童または中学校の生徒及び地域社会の人々と 活動を共にする機会 を積極的に設けるようにすること。 
平成14年	第1章 総則 第5の2 (11) 小学校間や幼稚園、中学校、盲学校、聾学校及び養護学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒や高齢者などとの 交流の機会 を設けること。 	総則・特別活動 学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒及び地域社会の人々などと 活動を共にする機会 を積極的に設けるようにすること。 
平成23年 現行	第1章 総則 第4の2 (12) 小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との 交流及び共同学習 や高齢者などとの 交流の機会 を設けること。 	総則・総合的な時間・特別活動 学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと 交流及び共同学習 を計画的、組織的に行うとともに、地域の人などと 活動を共にする機会 を積極的に設けること。 

小中学校の学習指導要領に、障がいのある子どもたちとの交流に関わることが明確に記されたのが平成14年です。

それまでは特別支援学校の学習指導要領に記されるのみだったため、特別支援学校から活動を共にする機会（交流）を依頼するという構図になっていたと考えられます。



平成23年の学習指導要領等では、交流に関わる内容は下記のように記されています（抜粋）。

段階	教育要領・学習指導要領 * (数字) は総則の項目番号を示す		段階
	幼稚園・小学校・中学校・高等学校	特別支援学校	
幼稚園	(3) …特別支援学校などの障がいのある幼児と活動の場を共にする機会を積極的に設けるよう配慮すること。	11…幼稚園の幼児などと活動を共にすることを計画的・組織的に行う…	幼稚園部
小中学校	(12) …障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習…の機会を設けること。 (14) …障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習…の機会を設けること。	(6) …小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行う…	小中学部
高等学校	(14) …障がいのある幼児児童生徒などとの交流の機会を設けること。	(6) …高等学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行う…	高等部

すべての年齢・学校段階において、障がいのある子どもとない子どもとの活動を共にする機会が双方向で示されています。

特に、小中学校段階においては交流及び共同学習という同じ表現で示されています。交流及び共同学習は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブな教育を支える基礎的環境整備として位置付けています。



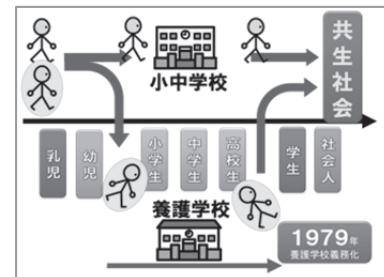
(2) 居住地校交流としての小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習

交流及び共同学習の実施形態（学校間）は下記のように整理することができます。

- ① 小中学校の通常学級と、小中学校の特別支援学級の間で行われる交流活動
- ② 小中学校と、特別支援学校の間で行われる交流活動
 - * 交流活動の実施状況から小中学校をさらに下記に分類できます
 - ア 特別支援学校の近隣にある小中学校
 - イ 特別支援学校に通う児童生徒の居住地にある小中学校
 - ウ その他

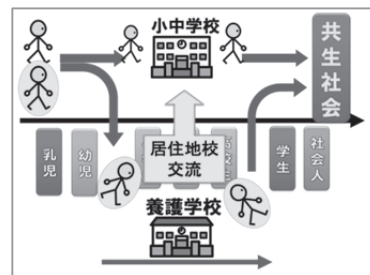
この②イを居住地校交流と呼んでいます。

特別支援学校の児童生徒は、特別支援学校に通っている期間には、居住地での存在感や友だちとのつながりが薄れてしまう傾向があります。卒業後に、地域や仲間との関係性を改めて構築することは簡単なことではありません。



そこで、特別支援学校に通っている期間も、地域での関係性を継続的に支えるために居住地校交流が位置付いています。

生まれ育った地域の学校で、地域の仲間と共に学ぶことができる居住地校交流は、インクルーシブな教育を具現する教育活動の一つともいえます。



(3) 副次的な学籍を活用した小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習

文部科学省中央教育審議会報告（H23）の交流及び共同学習の充実についての項目で、「一部の自治体で実施している居住地校に副次的な学籍を置くことについては、居住地域との結び付きを強め、居住地校との交流及び共同学習をする上で意義がある」と記されています。

長野県内では「地域の子は地域で育てる」という理念のもと、特別支援学校に通う子どもたちの副次的な学籍を居住地の小中学校に置いて、地元の友だちとのつながりや地域での存在感を支える仕組みを制度化している市町村があります。「副学籍による交流及び共同学習」という名目で内規に明文化している市町村もあり、前述の居住地校交流(2)②イを支える仕組みにもなっています。

副次的な学籍を活用して交流及び共同学習を行うことにより、より充実した交流活動になることが期待されます。

<全国や県内での副次的な学籍の導入状況>

東京都は「副籍」という名称で、都立特別支援学校の児童生徒が居住地の小中学校に副次的な学籍を持ち、直接交流や間接交流を通じて、居住地とのつながりの維持・継続を図る制度を整えています。横浜市は「副学籍」という名称で、特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組みがあります。埼玉県は「支援籍」という名称で取り組んでいます。

長野県では、平成17年に駒ヶ根市が「副学籍」という名称で取り組んだのが始まりで、徐々に駒ヶ根市周辺の市町村に広がり、平成25年には上伊那圏域8市町村全てで「副学籍」が整えられました。平成28年4月現在で長野県内の21市町村で副次的な学籍を導入しています。

(4) 副次的な学籍の推進に向けて

特別支援学校への進学を考える際に、特別な支援を必要とする子どもや保護者は「障がいがあっても近所の友だちと同じ学校に通いたい」という願いをもちます。しかし、子どものニーズにより特別支援学校を学びの場とする場合は、地元の友だちとは別々の学校に通うこととなります。こうした現状や子どもや保護者の願いを踏まえ、障がいがあってもなくても「同じ地域の子」という理念に基づいた教育施策として副次的な学籍を導入する市町村が増えてきています。

これまでも居住地校交流が実施されてきましたが、「交流及び共同学習」が小中学校と特別支援学校双方の学習指導要領に位置付けられたことにより、その充実が求められています。副次的な学籍により居住地校交流が効果的に展開でき、さらに充実することが期待されます。

長野県教育委員会では、「長野県特別支援教育推進計画」(H24.9:5ヵ年計画)により、副次的な学籍について調査・研究を行ってきました。

IV 特別支援教育の地域化

1 身近な地域で共に学ぶことができる体制の充実

(1) 現状と課題

駒ヶ根市等、一部の市町村では、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校において交流及び共同学習を組織的、計画的に推進できるよう、居住地の小・中学校に副次的な学籍を置く取組が進められています。副次的な学籍があることにより、居住地の小・中学校での居場所づくりや、学校行事、地域行事への参加が促進され、相互に同じ地域の仲間としての意識が形成されるといった成果が見られています。

(2) 推進の方向及び計画

ア 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に副次的な学籍を置いて、同年代の友と共に学ぶことができる体制づくりを進めます。

(ア) 平成 22・23 年度に伊那養護学校において実施したモデル研究を基に、「副次的な学籍を活用した交流及び共同学習」の推進について検討します。

＜モデル研究からの継続した取り組みの中で＞ ～副次的な学籍が保護者の決断をサポート～

子どもの可能性をより伸ばすことができる学びの場として、特別支援学校への就学を考える時に、多くの保護者が不安になることが「地元の友だちとのつながりが薄くなってしまう」ことです。

しかし、モデル研究から副学籍の取組を継続する中で、就学先を迷った保護者が伊那養護学校への就学を決断した経緯について、副学籍が保護者の決断を後押しした、下記のようなケースが出てきていることが、保護者の記述とともに報告されています。

◇伊那養護学校への就学を決めた際の副学籍希望調査への保護者の記述



子どもの就学先を、小学校か養護学校か迷いました。



けれど、副学籍があることを知り、養護学校への進学を決めました。小学校の友だちとのつながりは、副学籍で支えていってもらえると思ったからです。

副学籍の活用により、保護者の不安を支えていけるようになることも期待されます。

平成 22・23 年度のモデル研究以降、平成 25 年度には伊那養護学校小中学部に在籍する児童生徒の居住するすべての市町村に「副学籍」が整いました。

次頁からは、副次的な学籍について早くから取り組んでいる上伊那圏域 8 市町村及び岡谷市と伊那養護学校での「副学籍」の取組事例について紹介します。

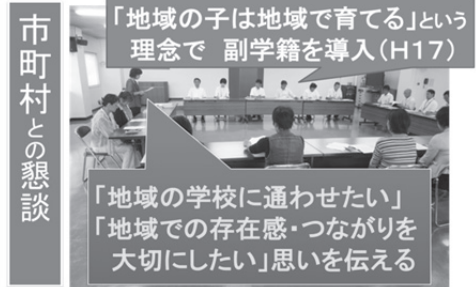
副学籍

上伊那圏域における副学籍の取り組みから

1 上伊那圏域における副学籍の始まりと広がり

「障がいがあっても地域の学校へ通いたい」「養護学校に通っていても地域での存在感や友だちとのつながりを大切にしたい」という子どもや保護者の願いが、市町村へ伝えられました。

駒ヶ根市では、こうした願いや「駒ヶ根の子は、駒ヶ根で育てる」という市の理念のもと、障がいがあっても地域の仲間とともに学べる仕組みとして、副学籍の導入や分教室の開設を行いました。



伊那養護学校PTAは毎年、市町村(市町村長・関係部局職員)との懇談を実施

<「副学籍」という名称>

国の報告書や県の推進計画では『副次的な学籍』と表現していますが、駒ヶ根市が「副学籍」という名称で導入したので、「副学籍」という名称で周辺市町村に広がり、平成25年度には上伊那全8市町村と岡谷市に導入されました。これにより伊那養護学校の小中学部に通うすべての子どもが副学籍を有することとなりました。

駒ヶ根市→上伊那8市町村 * 岡谷市



2 副学籍の理念・基本的な考え方 ~「〇〇市の子ども」「一人ひとりが〇〇村の子ども」~ 副学籍を整えた理由や基本的な考え方を、通知や内規等で下記のように示しています。

【駒ヶ根市教育委員会 H17】 *一部抜粋、下線部は引用者による(以下同様)

- 1 本来子どもたちは生まれ育った地域の小中学校で学ぶべきであるが、心身の自立の支援のために、専門的なスタッフ・施設が整っている特別支援学校で特別な支援を受けるために学ぶというもの。(H6.6:世界会議におけるサマランカ宣言)

<中略>

- 4 「子どもも市民である」という基本的な考えに立つと、特別支援学校の子どもであらうと駒ヶ根市立の小中学校であらうと、義務教育にある駒ヶ根市の子どもであることに変わりはない。

◇基本的な考え方

駒ヶ根市内から特別支援学校に就学している児童生徒と市内の小・中学校の子どもが、同じ地域の子どもとして、仲間意識を育て、共に学び、共に育つことができる体制作りを進めます。

◇基本的な考え

平成 16 年 6 月改正の障害者基本法では、国及び地方公共団体に対して「障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進めること」が規定されました。また、平成 17 年 12 月には、中央教育審議会より、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が示され、＜中略＞平成 19 年 4 月からは特別支援教育推進のための新たな教育制度が施行されました。

<中略>

副学籍の実施により、心のバリアフリーの促進、ノーマライゼーションの理念に基づく教育の趣旨とその重要性の理解を深め、地域における交流及び共同学習のさらなる推進をめざし、「一人ひとりが宮田村の子ども」を合い言葉に 21 世紀を共に生き抜く子どもを育む学校の創造を心より期待します。

他の市町村においても、副学籍を導入するに至った経緯や基本的な考え方が同様に記されています。ここ 20 年ほどの障がいのある方（子どもたち）の人権に関わる世界的な宣言



上伊那周辺の市町村では、通知や内規等（前記の下線文言参照）で「〇〇市の子ども」「一人ひとりが〇〇村の子ども」等と、特別支援学校に通う子どもたちのことを、地域の大切な子どもの一人であることを改めて示し、地域での存在感や仲間とのつながり、共に学ぶ機会を支える仕組みとして、副学籍制度を導入しています。



3 副学籍とは ～交流及び共同学習を支える市町村による基礎的環境整備～

市町村の内規等には次のように記されています。

【飯島町教育委員会H20】

特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校の児童生徒と行事だけでなく日常的な交流を進めるための仕組みです。

【中川村教育委員会H21】

中川村内から特別支援学校に就学している児童・生徒と村内の小・中学校の児童・生徒が、同じ地域の子どもとして、仲間意識を育て、共に育つことができるようにする。
そのために、特別支援学校に在籍する児童・生徒を、村内の小・中学校の副学籍とし、それぞれ副学籍校とする。

【辰野町教育委員会H25】

辰野町に住所を有する特別支援学校（在籍校）の児童生徒と、居住する地域の小学校・中学校（副学籍校）の児童生徒が、同じ地域の仲間としての関係性をより深め、共に学ぶ機会を更に広げるとともに、在籍校の児童生徒に対する必要な教育的支援を副学籍校においても行うための仕組みである。

これまでも居住地校交流（居住地で行われる交流及び共同学習）は行われてきましたが、その交流活動のさらなる広がりや深まりを目指した市町村独自の施策が副学籍です。小中学校に整えられた副学籍が、これまでの交流及び共同学習を支える構図になっているともいえます。



また、副学籍は、直接的な交流による子どもたち同士の関係性ととも、「地域の子であること」そのものを支えようとしています。例えば、指導要録や名簿を整えること< P.117 事例② >など、副学籍による新たな角度からの取り組みが、その子の地域の小中学校での存在感をより確かに支えていくこととなります。

これまでの居住地校交流（交流及び共同学習）と副学籍の関連について、「副学籍による交流及び共同学習」という形で示している市町村もあります。

【岡谷市教育委員会 H25】「副学籍の手引き」より部分抜粋

学校行事や学習活動への参加など、これまでも居住地校との交流は行われてきましたが、学校だよりを届けるといった間接的な交流活動が積極的に進められることや、諸表簿上も在籍児童生徒に準じて取り扱うこと等から、発展的に副学籍による交流及び共同学習へと統合されます。

これを受けて伊那養護学校では、居住地校を「副学籍校」と呼んで進めています（以下：副学籍校）。

このように、市町村が副学籍による交流及び共同学習を整え、積極的に交流活動を応援することにより、共に学ぶ機会がこれまで以上に広がってきています。

例えば、入学式への参加ですく P. 116 事例①参照。

副学籍制度が整うまでは地元の小学校の入学式へ参加すること（入学式での交流活動）はほとんどありませんでした。しかし、今は希望によって入学式に参加する児童生徒が増えてきています。



＜副学籍校の入学式に参加した人数推移＞

H25: 0名, H26: 3名, H27: 6名, H28: 7名

入学式への参加は、市町村教育委員会や副学籍校が主体となって計画し、実施されています。このことは、特別支援学校入学前から副学籍による交流及び共同学習が始まっていることでもあります。副学籍を活用して入学式に参加した児童生徒については、伊那養護学校が、その副学籍のバトンを受ける形で交流活動をスタートさせています。また、入学式だけではなく、入学後の交流活動についても、副学籍校からの提案により実施することも徐々に増えてきています。このように副学籍の活用により、地域の小中学校でのインクルーシブな教育の展開にもつながっています。

また、副学籍の制度化は、交流及び共同学習を支える市町村による基礎的環境整備とも言えます。このことにより、特別支援学校と副学籍校の職員が双方向で協力して、その子が副学籍校の仲間と共に学ぶための合理的配慮を考えていく道筋ができました。

4 副学籍交流（副学籍による交流及び共同学習）で目指すもの～共生社会の実現～

各市町村は、次のように示しています。

【伊那市・辰野町教育委員会 H25】

- (1) 在籍校と副学籍校の児童生徒が、学校生活を共にする機会を通して、互いの存在感や仲間意識を育てることを目指す。
- (2) 在籍校の児童生徒が、副学籍校での生活を通して、社会で自立する力を育むとともに、地域での関係性を広げることを目指す。
- (3) 副学籍校の児童生徒が、障害に対する正しい理解と認識を深め、共生社会につながる行動力と豊かな人間性を育むことを目指す。

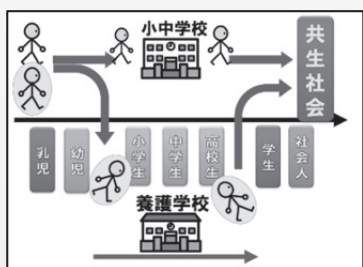
【岡谷市教育委員会 H25】

- ・特別支援学校に在籍する児童生徒にとっては、自分の暮らす地域の子どもたちのふれあい、活動する場を広げ、「社会で自立できる自信と力」を育みます。
- ・居住地の小・中学校の児童生徒にとっては、特別支援教育や障害に対する正しい理解を深め、心の障壁を作らない「心のバリアフリー」を育みます。
- ・地域にとっても豊かな心の成長や、障害の有無や個々の違いを認識しつつ、さまざまな人々がいきいきと活躍できる共生社会の実現に繋がることを、期待されます。

このように副学籍校交流では、お互いの仲間意識、地域で協働する力、障がいに対する正しい理解等、将来の共生社会の実現に繋がる力の育成を目指しています。

＜分教室から学ぶこと ～ここから いっしょに～＞

伊那養護学校には小中高の分教室があり、3つの分教室をあわせて約30名近くの子どもたちが地域の学校で日々の暮らしを送っています。小中学部分教室には「ここから、いっしょに」という合い言葉があります。分教室のある学校では、子どもたちの柔らかな感性が育つ学校時代に、同じ場所「ここ」で、同じ時間「いっしょ」が流れています。



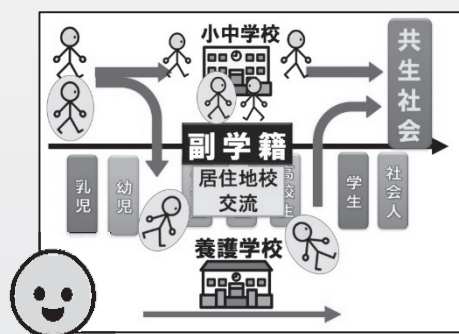
もし、その感性の学校時代を別々に過ごして、卒業後に共に生きる社会をつくるという仕組みになっているとすれば、将来の共生社会の実現には難しさを感じます。

副学籍の活用により、障がいのあるなしにかかわらず、学校生活を共にする機

会が増え、子どもたちがお互いのありのままの姿を感じ合い、違いや多様性を学びはじめることができます。

学校が共生の場となり、共生社会のスタートラインとなることは、分教室と副学籍がともに目指すものです。

まずは、心で感じ合う、共に学ぶ機会を創ること
「ここから、いっしょに」スタートしよう！



5 副学籍の指定 ～連携チームのスタート～

副学籍の指定は市町村教育委員会が行い、保護者・副学籍校・伊那養護学校に通知等で伝えられます。

(1) 市町村教育委員会から保護者へ

特別支援学校への就学を考えている保護者に対しては、就学に関わる相談の段階から副学籍の紹介や説明等の情報提供を市町村教育委員会が行っていきます。

そして、特別支援学校への就学が決まった際には、市町村教育委員会から副学籍校の指定や案内（右資料）が通知等で正式に保護者へ伝えられます。

同時に、「副学籍を活用した交流及び共同学習を行うかどうか」「どのように活用したいか」等の本人や保護者の希望を伝える機会があります。市町村によって調査方法は違っていますが、市町村独自の調査項目によるアンケートや、伊那養護学校と連携したアンケート、あるいは面談等での調査が行われます。

特に入学式に関する希望は、早め（2月中）に確認し合っていく必要があります。

保護者の皆様へ

箕輪町教育委員会

副学籍制度による交流教育のご案内

箕輪町教育委員会では、障害のある子どもも、障害のない子どもも、同じ地域に暮らす仲間として心のつながりを豊かに育み、共に育つことができることを願い、平成25年度より副学籍による交流を実施します。

副学籍制度実施にあたり、特別支援学校の協力をいただき、別添利用希望調査を実施します。具体的な交流方法は、副学籍校、在籍校の関係者が、お子様の思い、親御様の希望、学校としてのねらいや支援のあり方などについて事前に相談しながら進めていきます。

不安なこと、心配なこと等、担任に遠慮なく伝えていただき、無理のない範囲で参加しながら、楽しく交流ができることを願っていますので、ご理解ご協力をいただきたくお願いいたします。

* H25 副学籍導入時、すでに伊那養護学校に在籍している箕輪町の児童生徒への案内通知(副学籍の利用希望調査の実施も含めて)。

(2) 市町村教育委員会から副学籍校へ

副学籍となる小中学校へは、市町村教育委員会から副学籍を指定する通知が届き、副学籍のある新入児童生徒名や在籍することになる特別支援学校名等が伝わります。この通知により小中学校は、副学籍学級を決定します。決定に際しては、それまでの園や学校でのつながりや関係性等を参考にして、入学後の交流活動がより円滑に進むように配慮することもあります。

また、市町村教育委員会が把握している副学籍の活用希望に関わる情報等から、下足箱やロッカー等を整えたり、交流活動の事前準備をしたりしていきます。

例えば、「入学式への参加」希望が副学籍希望アンケートに記されていた場合には、他の新入生と同様に入学式の案内状を発送し、共に参加するために必要な合理的配慮について、副学籍のある新入生保護者と事前に相談します< P. 116 事例① >。『入学式への参加』希望がない場合は、必要な諸表簿< P. 117 指導要録② >等を整えて、副学籍のある児童生徒の所在について把握しておきます。新年度5月中旬に行われる伊那養護学校との交流打合せで、副学籍に関わる希望や内容等を再確認し、両校で交流計画を立案します。

(3) 市町村教育委員会から伊那養護学校へ

伊那養護学校では、入学前に保護者から提出される伊那養護学校からの調査書類や、体験入学（1月）の保護者面談等で、副学籍についての保護者の意向を把握しますが、市町村教育委員会からの通知により、新入児童生徒の副学籍校を正式に決定します。

また、指定通知からは、「副学籍による交流及び共同学習についてしっかりと取り組むように」という副学籍に対する市町村の意向も伝わってきます。

平成27年 2月〇日

〇〇中学校長 様

伊那市教育委員会

副学籍校指定通知書送付等について(依頼)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別紙のとおり通知書を送付しますので、平成24年12月18日付け24伊教学第518号「副学籍による交流及び共同学習実施について(通知)」により実施されますよう全教職員に周知していただき、円滑に受入れが行われるようご配慮ください。

様式第1号の1

副学籍校指定通知書

平成27年2月9日

〇〇小学校長 様

伊那市教育委員会

特別支援学校に在籍する生徒について、貴校を副学籍校とし指定します。

記

1 児童生徒氏名 下記のとおり
2 在籍校・学年 下記のとおり

氏名	在籍校	学年
伊那 春子	伊那養護学校	1年

以上

平成27年2月9日

伊那養護学校校長 様

伊那市教育委員会

副学籍校指定通知書について(送付)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
このことについて、下記のとおり送付しますので、平成24年12月18日付け24伊教学第523号「副学籍による交流及び共同学習実施について(通知)」により、円滑に実施されるようお願い申し上げます。
副学籍校長には、積極的に取組むよう周知していますので、児童生徒及び保護者に、不安なくこの取組を受け入れていただけるよう、何卒ご支援をいただきたくお願い申し上げます。

伊那養護学校では、この通知の内容や意向を受けて、新入生の副学籍校を確認し、交流活動に向けた事前の準備を進めていきます。

事前準備では、新入生を含めた小中学部全員の副学籍校名簿の作成や、児童生徒それぞれの副学籍校交流にかかわる情報の整理（前年までの交流活動のまとめ、新年度の副学籍希望調査アンケート等）を3月中に行います。新入生については、市町村教育委員会が把握した副学籍に関わる調査結果や、伊那養護学校が新入生に実施した調査（副学籍に関わる調査項目等を含む）等から、事前に

情報収集をします。この情報は、新年度からの担任に伝えられ、4月後半の家庭訪問や5月の副学籍校との交流打ち合わせ、両校での交流計画立案につながっていきます。

このように、「副学籍」は、市町村教育委員会が主導して動き出していきます。

様式第1号の2

副学籍校指定通知書

平成27年2月9日

伊那養護学校長 様

伊那市教育委員会

貴校に入学予定児童生徒の副学籍校について、下記のとおり指定します。

つきましては、保護者及び副学籍校と連携し、交流及び共同学習を実施していただきますようお願いいたします。

記

児童生徒氏名	副学籍校
伊 那 養 子	春一小学校
伊 那 一 郎	第二小学校
伊 那 二 郎	夏五小学校
伊 那 護 子	秋川中学校

以上

＜副学籍のチーム連携の重要性＞ 【南箕輪村教育委員会 H25】連携の確保

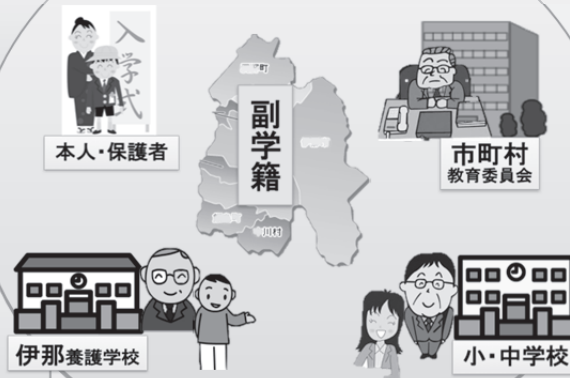
副学籍の決定、小中学校での受け入れ体制、交流及び共同学習のあり方については、教育委員会、小中学校の教頭及び特別支援教育コーディネーターと保護者との間で相談を密に行うものとする。その際、保護者の意向を尊重する。

副学籍の展開には関係者の連携が重要になります。副学籍の指定通知は、副学籍の指定と同時に、連携チームの指定とも言えます。保護者、教育委員会、副学籍校、特別支援学校が各々の役割を持った連携チームとして、本人を中心にした副学籍のニーズに対応していくことが重要となってきます。多くの学校では、教頭や特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任等が、副学籍の担当窓口となり校内外の連絡調整を行なっています。

- ・副学籍の内容を知る
- ・副学籍希望を伝える
- ・交流計画の確認
- ・交流活動の付添

- ・副学籍の理解研修
- ・副学籍校の確認
- ・副学籍の希望調査
- ・交流計画の立案
- ・交流活動の引率、実施

副学籍の連携チーム



- ・副学籍制度の制定
- ・学校や地域への周知
- ・副学籍の指定
- ・新入生の希望確認
- ・副学籍の相談受付

- ・副学籍の理解研修
- ・副学籍児童生徒確認
- ・副学籍諸表簿の整備
- ・交流計画の立案
- ・交流活動の実施

6 副学籍の進め方（副学籍の希望把握から交流活動実施までの概略）

(1) 副学籍の活用希望の把握

本人と保護者の副学籍の活用希望を把握するために、アンケートや聞き取り等を毎年実施しています。伊那養護学校への新入生・転入生については、居住する市町村教育委員会が、伊那養護学校在籍児童生徒については、伊那養護学校が把握します。把握した副学籍の希望内容については、市町村教育委員会と伊那養護学校で情報共有を行い、副学籍校にはアンケートのコピー等により伝えられます。伊那養護学校の在籍児童生徒へのアンケートは、伊那養護学校が市町村教育委員会の確認を得て作成します（調査B）。調査は毎年2月に実施し、新年度4月からの交流活動に備えます。新入生・転入生への調査は、市町村が作成する調査（調査A）による場合と、調査Bを利用する場合があります。

参考資料：調査B（P46事例5のケンさんの副学籍希望調査の画像コピー）

平成25年度「副学籍」の利用希望について（校内調査） H25.2.10
総合支援室 小・中学部

子どもたちの「地域での存在感」や「地元の仲間とのつながり」を支えるよりよい制度に発展していくように、市町村や副学籍校との連携を密にして進めていきたいと考えています。

「副学籍」の利用希望調査は、交流活動の積み重ねによる変化があるため、毎年この時期に行っており、年度によって異なります。平成25年度の調査にご協力をお願いします。
お子さんや保護者の皆様の希望（調査結果）は、各市町村や副学籍校とも共有し、次年度の交流活動に生かしていきたいと思っております。

これまでの交流活動の様子を踏まえて、現時点での希望をご記入ください。
今後の交流活動の深まりや展開によって、今回記入した内容と変えていくことも可能です。
（記入に迷う内容等については、担任とご相談ください）

前年度の新学年を記入してください： 新 **小6** 年生 児童生徒氏名 **ケンさん**
保護者氏名
平成24年度：現在の担任氏名
副学籍校名 **A小学校**

*「副学籍」制度により、諸表簿（指導要録様式1・卒業生台帳等）は各市町村の規定に則って、副学籍校に整えられます。

○希望する
△考慮中・迷い
×利用しない

1 「副学籍」制度の利用（この内容を希望するか、しないかの設問です） ○

1で○または△印をつけた方は、下記2・3への記入をお願いします。
1で×印をつけた方は、3への記入をお願いします。

2 「副学籍」制度の利用で、希望する項目・交流内容

1) 備品の配置

①机・イス	○
②ロッカー	○
③下足箱	○
④その他： 記入ください	

2) お祭り・年間計画・通知等を届ける

①年間行事予定表	○
②学校便り	
③学級便り（交流のある学級のお便り）	交流があった時のもの ○
④その他： 記入ください	

3) 名前の記載

①出席簿（公簿としての出席簿への記載）	*規定により整えられる市町村もあります
②学級名簿	*クラスに配置されている名簿で、いつも友だちが目になります
③その他： 記入ください	

4) 副学籍学級の活動への参加

①授業への参加（授業内容：）	
②学級活動・行事への参加（内容：いしはら行動で学ぶ通で）	○
③その他： 記入ください	

5) 学校行事への参加

①運動会（小）	○
②文化祭（中）	
③音楽会	△
④地区の特別支援学校との交流会（中学校区毎に行われる交流会）	○
⑤その他： 記入ください	練習は最初から参加して、運動会は全行かない

6) 卒業式証書の授与（現時点での希望・お考えをお書きください） ○

1 卒業証書の授与取り方の希望 ※（6）が○または△の方

①副学籍校の卒業式に参加して	○
②副学籍校で受け取り方に配慮して（校長室で、学級で、個別卒業式等）	
③伊那養に証書を届けてもらう形で	
④その他： 記入ください	

7) PTAに関わる活動・地区行事等への参加の希望（ご記入ください）

3 伊那養、または、市町村への副学籍にかかわるご意見・要望等

2月20日までに担任を通して総合支援室まで提出してください。

*各市町村には、この調査用紙コピーを3月中旬に届けます。さらに、当該市町村から副学籍校に情報が伝わります。伊那養では、この原本を保存し、交流活動に生かします。

高、副学籍制度は現時点で、市町村別に内容の違いがあるため、今回の調査結果が交流活動に反映されない箇所一部あるかも恐れず、その点につきましては、希望が実現の交流活動等に生かされるように、副学籍校との連携をさらに深めていくことに、市町村への働きかけを通して副学籍の内容の安定がより定着を目標にしていきたいと考えています。

<副学籍の希望調査を受けての副学籍校の対応>

A小学校では、教頭・特別支援教育コーディネーター・副学籍学級担任とともに、教育委員会経由で届いたケンさんの調査Bの希望内容を確認し、対応を分担しました。

教頭は、年間行事計画や机・下足箱等の準備と、指導要録：様式1の必要項目を整えました。副学籍学級担任は、学級名簿にケンさんの名前記載をするとともに、運動会の練習と卒業式の参加方法について、特別支援教育コーディネーターに相談しました。

A小学校の特別支援教育コーディネーターが、伊那養護学校の副学籍窓口で相談した結果、ケンさんの担任が4月末の家庭訪問で保護者の細かな希望を確認し、5月の両校担任による交流打ち合わせで、参加方法を検討し交流計画を立案することになりました。

(2) 希望把握から交流活動の実施までの流れ

・塗つぶし：副学籍の希望調査関係 ・◆副学籍による入学式参加関係

	保護者	市町村教育委員会	副学籍校小中学校	伊那養護学校
1月	<p>*伊那養護学校の体験入学へ参加 →副学籍の活用事例等（含：入学式参加）についての説明を聞く</p>	<p>*就学相談の推進 ③伊那養護学校から調査Bを受け取り→必要に応じて修正を行い、伊那養護学校へ返送する</p>		<p>①在籍生への副学籍希望調査Bを作成 ②市町村への調査Bの確認を依頼 ④市町村からの調査B修正箇所を再調整</p>
2月	<p>○副学籍校の指定通知が届く →副学籍校の確認 ⑥調査A・Bで、現時点の副学籍希望を市町村に伝える ◆入学式の参加希望は、この時点で最終確認となる</p>	<p>○副学籍校の指定通知の発送 ⑥新生に副学籍の説明と希望調査A・Bの実施と把握 ◆新生の入学式参加希望は早めに副学籍校に伝える（A・B結果送付前）</p>	<p>○副学籍校の指定通知の受け取り →副学籍の児童生徒の把握 年間暦調整期間 ◆入学式・卒業式等の設定日を圏域の教頭会等で調整</p>	<p>○副学籍校の指定通知の受け取り →副学籍校を把握 ⑤調査Bにより在籍生の希望調査を実施 年間暦調整期間 ◆入学式・卒業式が副学籍校小中学校と重ならないよう配慮（A・B結果による）</p>
3月	<p>◆入学案内が副学籍校から希望家庭に届く ◆入学式の参加方法について副学籍校と調整</p>	<p>⑧調査B結果を受け取り確認→調査A・B結果を副学籍校へ送付 ◆就学相談で把握している入学式に関わる必要な配慮情報を副学籍校に提供</p>	<p>⑧調査A・B結果から希望内容を把握し、次年度の準備へ ◆希望する新生に入学案内送付 ◆入学式の参加への必要な配慮を保護者と調整</p>	<p>⑦調査Bの結果を市町村へ発送（市町村で調査B結果を把握するとともに、調査B結果が、当該の副学籍校へ伝わるように依頼）</p>
4月	<p>◆副学籍校の入学式に参加（希望者）</p>	<p>◆入学式の様子を把握 ・副学籍について小中学校に説明</p>	<p>◆入学式の実施 ◆副学籍児童生徒の入学式参加に向けた必要な配慮を調整・実施</p>	<p>◆副学籍校での入学式の様子を参観 ・郡校長会で副学籍による交流及び共同学習の進め方の確認</p>
5月	<p>・調査A・Bを基に家庭訪問で養護学校担任と交流希望や活動内容を確認</p>		<p>・調査A・Bを基に養護学校と交流内容を調整し、交流計画を打ち合せ</p>	<p>・調査A・Bを基に副学籍校と打合せを行い、交流活動の年間計画を作成</p>
以降	<p>・必要に応じて交流引率への協力</p>	<p>・伴走者として交流活動の様子を把握</p>	<p>・交流活動実施 *4月開始も有</p>	<p>・交流活動実施 *4月開始も有</p>

7 副学籍による交流及び共同学習等の実際

副学籍による交流及び共同学習等の具体事例のいくつかを、市町村教育委員会の内規に示されている内容（下記：A市の副学籍内規から抜粋）に沿って紹介します。

3 引率等 →P. 66 事例7

- (1) 児童生徒の副学籍校への登校は、保護者の責任の下に行う。
- (2) 副学籍校内における在籍校の児童生徒の指導(以下「引率」という)は原則として在籍校の教員が行う。在籍校の教員が引率できない場合は、保護者が付添うこととする。ただし、児童生徒の状態や交流及び共同学習を行う教育上の見地から、在籍校、副学籍校及び保護者の了解の下に、引率を行わずに実施することも認められるものとする。

4 副学籍校の配慮事項

- (1) 副学籍校は、在籍校と連携し、児童生徒の障がいの特性について理解するとともに、必要な配慮を行うように努める。 →P. 119 事例④
- (2) 副学籍校の行事や諸活動への参加については、実施計画に基づき、児童生徒、保護者の自主性を尊重して行う。
- (3) 具体的な活動場面の設定は、保護者、在籍校及び副学籍校の関係者が、児童生徒の願い、保護者の希望、在籍校及び副学籍校のねらいや支援のあり方について事前に相談しながら進める。

→P. 66 事例7 P. 72 事例8

- (4) 副学籍の指定による施設面の整備(改善)は原則的には行わないので、児童生徒の障がいの状況について確認した上で安全確保について十分留意する。

(5) 学習や生活への参加

- ① 机、椅子、ロッカー、靴箱等の備品については、原則として副学籍校の児童生徒と同様に用意するものとするが、各学校の実情に合わせ対応する。 →P. 116 事例①
- ② 児童(生徒)出席簿は、学級の名簿の最後に()内に氏名を記し、下に在籍校名を書く。

→P. 117 事例②

- ③ 授業は副学籍校の学級担任または教科担任があたり、学習参加への必要な支援は在籍校の担任が行う。
- ④ 学習への参加方法、必要な支援、座席の位置等については、副学籍校と在籍校が事前に相談して、副学籍校としてできる可能な配慮を行う。 →P. 72 事例8
- ⑤ 教科書は、一時的な貸与などについて検討するが、購入する必要がある場合には保護者負担とする。学習プリント、配布資料については副学籍校の児童生徒と同様に用意する。
- ⑥ 指導要録については、学籍は「副学籍」として「様式1(学籍に関する記録)」のみ整え、当該学級に綴る。 →P. 117 事例②

- ⑦ 給食費は実費負担とする。

(6) 入学式・卒業式等 →P. 116 事例① P. 122～事例⑦

- ① 副学籍校の入学式、卒業式には、可能な限り出席していただくように副学籍を有する児童生徒と保護者をお願いするが、本人や保護者の希望を十分に配慮する。
- ② 入学生名簿は、学級名簿の最後に番号を続けて整える。
- ③ 卒業式の実施にあたっては、事前に在籍校とも連絡を取り合い、参加の仕方や卒業証書の授与方法等について調整をする。案内通知については、在籍校を経由して保護者へ届ける。
- ④ 正規の卒業証書は在籍校が交付する(学校教育法施行規則第57条、58条)。副学籍校では、卒業証書の番号に替えて「副学籍」と記入したものを用意する。
- ⑤ 中学校の卒業生名簿は、成人式の名簿にも利用されるため、卒業生名簿の番号欄に「副学籍」と記入して整理する。 →P. 121 事例⑥

上記内規のような基本線があることで、取り組みやすくなります。また、児童生徒のニーズによっては、上記以外の内容や活動場面の設定も相談しながら調整し進めています。

事例①

希望により参加

入学式：一緒にスタートライン

保育園の友だちと一緒に、地元の小学校の入学式に参加できます。

市町村 A市	【A市内規より】副学籍校の入学式・卒業式には可能な限り出席していただくように副学籍を有する児童生徒と保護者をお願いするが、本人や保護者の希望を十分に配慮する。 →Bさんについては就学相談の際、教育相談員を通して、入学式への参加希望を保護者に確認しました。その後、Bさんの副学籍指定通知をC小学校へ送付するとともに、Bさんの入学式への参加希望を伝えて、学校での対応をお願いしました。
Bさん 保護者	伊那養護学校への就学を決めた際に、副学籍による「C小学校の入学式参加」を、A市相談員から勧められて希望しました。その後、入学式案内状が届き、C小学校の教頭・特別支援教育コーディネーターと入学式参加への必要な配慮を事前に相談しました。
副学籍校 C小学校	A市教育委員会からの連絡により、Bさんの入学式の参加希望を把握しました。副学籍学級を決めるとともに、入学式の案内状を送付し、必要な配慮を保護者と相談しました。
在籍校 伊那養護学校	伊那養護学校への入学前なので、C小学校の入学式に計画や準備に直接関わることはありませんでした。A市及びC小学校から情報を得て、入学式のBさんの様子を参観しました。



Bさんと保護者は、玄関の入学生名簿で自分の名前を見つけ、用意された靴箱に靴を入れ、自分の机がある教室に入りました。そして、安心できるように保育園の時の友だちと手をつないで、式場に向かいました。緊張の入学式は、C小学校の特別支援教育コーディネーターが寄り添い、スケジュールボードで予告したり、式中の作法を声がけしたりする等の配慮を行うことで、みんなと一緒に参加することができました。式終了後には、新入生と保護者全員で写真撮影をしました。

A市の教育委員会や小学校が中心となり、Bさんの保護者と相談しながら、C小学校の入学式にみんなと一緒に参加するために必要な配慮を調整しました。伊那養護学校が準備段階や当日の支援に関わることはありませんでした。このことは、特別支援学校への入学前から、副学籍を活用したインクルーシブな教育が地域主導で展開されているといえます。

特別支援学校では、そのバトンを引き継いで交流及び共同学習を進められます。

事例②

制度により整う

指導要録：学籍の公簿

特別支援学校へ通う子どもたちの地元校での指導要録が整えられます。

市町村 D村	D村内規により、指導要録の様式1が整えられます。指導要録の記載内容や方法について、例示している市町村もあります(下記資料参照)。
Eさん 保護者	同じ村に住む子ども達と同様に、Eさんの住所・学籍基本情報がF小学校に整えられます(下記資料参照)。副学籍を活用した具体的な交流活動を行うかどうかについては、Eさん本人・保護者の希望によります。
副学籍校 F小学校	市町村による例示を参考に、指導要録の様式1を整えます。教頭・特別支援教育コーディネーター・副学籍がある学級担任等が行います。
在籍校 伊那養護学校	指導要録の整備に直接関わることはありませんが、副学籍を活用した交流活動を始める時や副学籍校から照会があった場合に、指導要録が正しい情報で整っているかを確認することがあります。

【指導要録に記載される内容：D村】

*右上に副学籍と記す

- ① 副学籍が置かれる学級（1組）
- ② 副学籍児童氏名・生年月日・住所
- ③ 保護者氏名
- ④ 入学前の保育園
- ⑤ 通っている特別支援学校
- ⑥ 副学籍校の担任名
- ⑦ 副学籍校の校長名

- ・ 教頭先生は、指導要録を確認することで、F小学校に副学籍のある5名の特別支援学校に通う児童の所在を確認しました。
- ・ 各学級担任に、副学籍の希望内容を確認したところ、4名が年間行事暦を希望していたので、家が近所の児童を通して各家庭に届けました。
- ・ 1名は副学籍の活用希望がありませんでしたので、希望が出てきた時にと考え、伊那養護学校の担任に年間行事暦を預けました。

【実際の指導要録 様式1：D村の参考記入例】

The form is a grid with columns for '区分' (District) and '学年' (Grade). It includes sections for '学籍の記録' (Record of Record) and '学籍の公簿' (Public Record of Record). The handwritten entries are as follows:

- 学籍の記録:**
 - ① 学籍: 長野 伊那養護学校 (副学籍)
 - ② 学籍: 長野 伊那養護学校 (副学籍)
 - ③ 学籍: 長野 伊那養護学校 (副学籍)
 - ④ 学籍: 長野 伊那養護学校 (副学籍)
 - ⑤ 学籍: 長野 伊那養護学校 (副学籍)
- 学籍の公簿:**
 - ⑥ 学籍: 長野 伊那養護学校 (副学籍)
 - ⑦ 学籍: 長野 伊那養護学校 (副学籍)

副学籍の指導要録（様式1）を整えることにより、児童生徒の副次的な学籍が書類上でも地元の小中学校に整います。そして、副学籍校は、常に副学籍の児童生徒の所在を確認できます。

指導要録が整うことで、諸表簿の流れができて、卒業生名簿・卒業生台帳につながっていきます。特に、中学校の卒業生名簿は将来の生活にもつながる場合があります<事例⑥参照>。

事例③

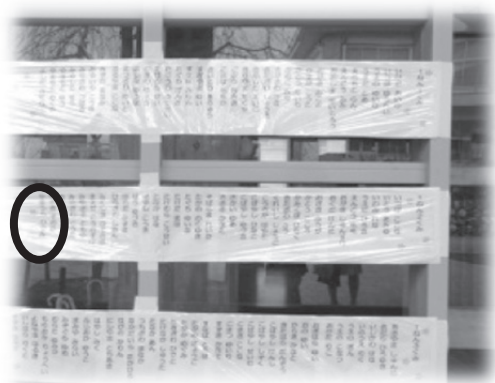
希望により作成

名簿：つながる存在感

入学生名簿・出席簿・学級名簿など、
名前が副学籍校の名簿に記載されます。

市町村 G市	副学籍の名簿を、市町村の内規や手続きとして明記し、整えている市町村があります。 【G市の副学籍内規より】 児童生徒出席簿は、学級の名簿の最後に()内に氏名を記し、下に在籍校名を書く。
Hさん 保護者	G市の小学校から伊那養護学校中学部への就学を決めた際、I中学校での副学籍による入学生名簿・学級名簿への名前の掲載について、G市教育委員会からの説明と希望の確認がありました。保護者はHさんとも話をし、「希望する」ことを伝えました。
副学籍校 I 中学校	G市教育委員会からの連絡により、副学籍の活用内容を把握しました。副学籍学級を決めて、その学級の入学生名簿・学級名簿の最後にHさんの名前を入れ、名簿を整えました。
在籍校 伊那養護学校	Hさんの名簿の手続きに関わることはありませんでした。入学後、副学籍希望調査等により、名簿に名前を記載する希望が出てきた場合は、副学籍校へ伝えて調整しています。

【Hさんの名前がある入学生名簿】



【Hさんの名前がある学級名簿】

29	伊那花子		
30	伊那太郎		
31	伊那次郎		
	伊那H男	副学籍	

- ・ HさんはI中学校の入学式は参加を希望しませんでした。入学生名簿には名前がありました。
- ・ I中学校の1年2組では、入学式直後に学級名簿を見た生徒が「あっHくんの名前がある！先生は知ってる？Hくんは小学校の時、僕と同じクラスだったんだよ。ここに名前があるってことは、このクラスに交流に来るんだね。楽しみだなあ。」と話しました。担任は「教師が、新たに子どもたちのつながり（交流）を作るのではなく、すでにある子どもたちのつながりを支えていくことも重要になる」ことを実感するとともに、副学籍を活用して名簿を整えておくことの意味が分かりました。



実際の名簿は、名前を(カッコ)でくくったり、在籍校名を記述したりせず、名前の横に『副学籍』とシンプルに表記されています。内規の趣旨を踏まえながら「生徒が常に目にする教室の名簿はどのような表記がよいのか」をI中学校で配慮しました。

名簿に名前があることで「ふと思い出す」「名前をいつでも確認できる」等、Hさんの存在感が、I中学校の副学籍学級の生徒たちの意識に浸透していきました。

事例④

行事暦・お便り:間接的交流

希望により配布

年間行事暦や学校・お便り等が届けられ、副学籍校の様子が分かります。

市町村 J町	間接的な交流として、副学籍校の年間行事暦・お便り等を届けることについて、副学籍に関わる通知や希望調査等に記している市町村があります。
Kさん 保護者	現段階では直接交流を希望していないKさんの保護者が、副学籍校の様子を知るために、副学籍校の年間行事暦や学校便り等を受け取るために、副学籍希望調査(P.113 参照)にある「行事暦・お便り」の項目に○印をつけて希望しました。
副学籍校 L小学校	市町村から届く副学籍希望調査結果等により、当該保護者の年間行事暦・お便り等の希望を把握します。お便り等の届け方(特別支援学校経由・近隣の友達が届ける等)を保護者や伊那養護学校と相談します。
在籍校 伊那養護学校	在籍児童生徒への副学籍希望調査を、市町村と連携して2月に実施します。調査結果から行事暦やお便り等の希望を把握し、市町村教育委員会や副学籍校と調整していきます。

- 「直接の交流活動に、今後、踏み出そうと考えた時に、副学籍校の様子がわからないと不安がある」という声を、現段階では直接交流を希望していない保護者から聞くことがあります。
- Kさんの保護者は、副学籍校の様子を知るために、副学籍希望調査用紙の該当項目に○印をつけ、年間暦と学校便りを希望しました。
- 年間暦やお便り等を、何度もやりとりする必要から、L小学校と伊那養護学校の担当者が相談して、3名の副学籍児童のL小学校との連絡ツール(学校間連絡袋と個々の連絡封筒)を作成しました。圏域の学校間連絡ポストを利用するので、郵送料等は発生しません。また、両校の職員もお便りや通知等の行き来を確認できるので、間接的な交流の進行状況を保護者・L小学校・伊那養護学校の三者で共有できました。
- 直接交流を希望していなかったKさんの保護者ですが、年間行事暦、学年便り、特別支援学級のお便り等を届けてもらう間接的な交流を重ねる中で、中学校の様子が伝わり、特別支援学級との直接交流に踏み出すことができました。その後も、交流を少しずつ重ねた結果、卒業時には、中学校の特別支援学級の仲間の前で副学籍の卒業証書を受け取ることができました。



個人の連絡封筒には、副学籍校の窓口職員(教頭・特別支援教育コーディネーター)や副学籍の学級担任の連絡メモが必要に応じて入ることがあります。保護者からも、連絡メモや感謝の言葉が添えられることもあります。「地元の学校と直接つながっている」安心感があり、「信頼感が出てきた」と話す保護者もありました。このことにより、子ども同士の直接の交流活動に発展した事例からも、保護者と学校がつながっていくという段階や道筋も必要だと感じました。

事例⑤

行事・日常での交流活動

希望により実施

学校行事や学級活動等への参加は、
両校で計画・実施する交流活動です。

市町村 M市	【M市副学籍内規】副学籍校の行事や諸活動への参加については、実施計画に基づき、児童生徒、保護者の自発性を尊重して行う。日常の生活や活動も共ができるようにする。
Nさん 保護者	Nさんと保護者は、小学校からの友だちとの関係性を大切にしたいと願いました。交流の活動内容については、仲間とのつながりという視点から考えて希望しました。
副学籍校 O中学校	M市から副学籍希望調査が届き、Nさんの希望内容の全般を把握しました。学校・学年行事だけでなく、日常の活動の中で、仲間とのつながりがもてる活動内容について、保護者や伊那養護学校に伝え相談していくこととしました。
在籍校 伊那養護学校	交流年間計画を軸とするとともに、年度途中でも中学校と連携して、仲間とのつながりのある交流場面を必要に応じて設定していくこととしました。

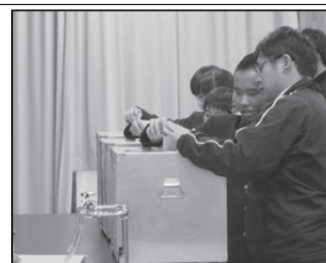
■生徒会選挙投票：O中学校で生徒会役員選挙がありました。Nさんも中学校の一員だからと声をかけてもらい、交流を重ねてよく知っている同じ学年の仲間に対して『Nさんの一票』を投票しました。

■中体連壮行会：小学校からの仲の良い友だちを応援したいという気持ちで中体連壮行会に参加しました。【Nさんの感想】「ダイ君を応援しました。サッカーの服に着替えていました。かっこよかったです。」

■校長講話：Nさんが中学校の校長室に寄ると「おっ来たな！」と、毎回校長先生がハイタッチで迎えてくれました。スライドを使った校長講話にも誘ってもらい参加しました。【Nさん感想】「校長先生が飼っているハチの話でした。僕もハチの巣を見たいです。校長先生の話のあと、クラスでなめたハチミツがおいしかったです。」

■帰りの学活：伊那養護学校から自宅へ帰るときに、時々、中学校に寄って帰りの会に参加しました。Nさんの活動の様子を『NEWS』という新聞にまとめてみんなの前で発表しました。『NEWS』は、副学籍学級だけでなく、隣のクラスにも掲示されています。

■学級の係：クラスに掲示してある学級の係一覧表に『ハッピー係』としてNさんの名前があります。担任の先生にお聞きすると、生徒たちが自主的にNさんの係名を作り、全員の係分担表に入れたそうです。名前を見たNさんの母は、一員としての存在感にうれしさを感じました。



小学校からの仲間との関係性を大切にしたいという保護者の願いから、「仲間とのつながり」という視点で、中学校と伊那養護学校が連携して活動内容を決めました。その結果、日常の教育活動をもとに、参加への配慮をすることで、無理のない新たな交流設定ができました。また、視点に沿う活動を選択したので、お互いのことをより意識できる交流となりました。

事例⑥

制度により整う

副学籍がつなぐ成人式

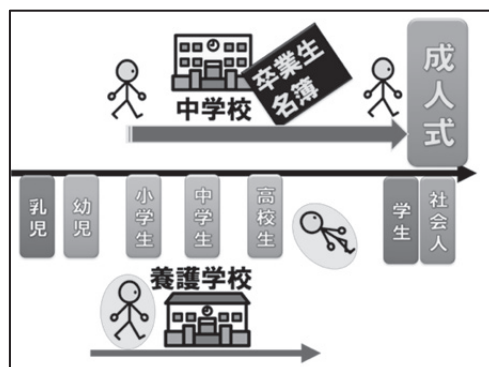
副学籍の卒業生名簿(卒業生台帳)が整えられる。

市町村 P村	【副学籍内規より】中学校の卒業生名簿は、成人式の名簿にも利用されるため、卒業生名簿の番号欄に「副学籍」と記入して整理する。
Qさん 保護者	Qさんは、伊那養護学校中学部の卒業時に、副学籍のある中学校の卒業式に参加しました。Qさんの名前はR中学校の卒業生名簿に副学籍として整えられました。P村から、成人式の案内が届き、伊那養護学校の中学部の時の担任と共に参加しました。
副学籍校 R中学校	副学籍のある児童生徒の指導要録・卒業生名簿等の学籍に関わる諸表簿を、市町村の副学籍の規約等により整えています。Qさんの名前も卒業生名簿に記載されています。
在籍校 伊那養護学校	P村教育委員会から、Qさんの中学部の担任だった職員に、成人式の出席についての案内があり、出席することを伝えました。

- 「養護学校の卒業生には、成人式の案内が届かないのよ」数年前に、切ない思いでつぶやいた保護者がいました。上記の副学籍の内規のように、成人式に関わる内容を明記している市町村もあります。

- 成人式の名簿として、中学校の卒業生名簿が主に利用されることがあります。副学籍が整うまでは、養護学校の中学部を卒業した子どもの名前が、地元の中学校の卒業生名簿に載ることはありませんでした。副学籍が整ってからは、成人式の案内が届かないという保護者の声を聞くことはなくなりました。教育や学校の仕組みが、子どもたちの将来の生活(成人式の名簿等)にも関わっていることを考えさせられました。

- 伊那養護学校の卒業生のQさんに、P村の教育委員会から成人式の案内が届きました。成人式では、地元の成人の一人として祝福されるとともに、中学校のランチルームで給食を食べ、ゲームを楽しみながら、最後まで参加しました。中学校時代の交流活動をしっかりと重ねていたQさんのことはみんなが知っていて、「Qさん元気」「今何してるの」と同じ成人の仲間の何人かから声をかけられました。



① 枠組み: 副学籍卒業生名簿→成人式案内
② 関係性: 交流活動の充実→成人式での互いの存在感

中学校の卒業生名簿が成人式の名簿につながっていたのと同じように、小中学校での教育活動が子どもたちの将来の社会生活に大きく影響していきます。

副学籍という制度的な枠組みを整えるとともに、直接的な交流活動により子どもたちの関係性を充実させることが、将来の成人式に安心して参加できたり、地元の集いや商店街等で声をかけ合ったり等、日々の地域での生活につながっていくことを想像して取り組みたいものです。

事例⑦

もう一つの卒業式

希望により参加

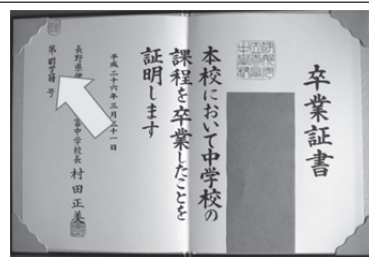
地元の小中学校卒業式への参加や、卒業証書を受けとることができます。

市町村	【副学籍内規より】卒業式の実施にあたっては、事前に在籍校とも連絡を取り合い、参加の仕方や卒業証書授与方法等について調整をする。
本人 保護者	副学籍校の卒業証書を受け取ることができます。証書授与方法については、卒業式へ直接参加、または、別に授与場面を設定する等、相談して決めていくことができます。
副学籍校	副学籍の卒業証書の授与について、保護者の希望を踏まえて、特別支援学校と相談しながら計画・実施していきます。
在籍校 伊那養護学校	保護者の希望と、交流の積み重ねによる両校児童生徒の関係性を踏まえて、これまでの副学籍の卒業証書授与の好事例等を参考に、保護者や副学籍校と連携しながら、児童生徒が安心できる授与方法を調整していきます。

- 市町村の内規により、希望することで副学籍校の卒業証書が準備されます。

【副学籍卒業証書にかかわる市町村の内規】

- 副学籍校では、卒業証書の番号に替えて「副学籍」と記入したものを用意する。
- 正規の卒業証書は在籍校が交付する（学校教育法施行規則第 57 条，58 条）。



- 卒業という、学校生活における大きな区切りの時を、地元の仲間とともに迎えたいと多くの保護者が願っています。副学籍が上伊那全市町村に整った平成 25 年度から、副学籍の卒業証書の授与希望者数が増加しています。（カッコ内：証書授与に配慮・対応した学校数）

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
卒業証書を受けた人数(校数)	4 名(2 校)	15 名(8 校)	16 名(10 校)	25 名(12 校)
小・中学部の卒業生全数	全 33 名	全 25 名	全 31 名	全 39 名

- 卒業式への参加や卒業証書の授与については、交流活動の積み重ねによる両校の児童生徒の関係性や特別支援学校児童生徒の保護者の願い等を踏まえて、実施方法の工夫や様々な配慮が行われてきています。卒業式が両校の児童生徒にとって地域の仲間として互いの存在を改めて確かめ合う場となり、また、そこで行われた工夫や配慮は特別支援学校の子もたちが地元の学校で卒業の時を共有できる合理的な配慮ともいえます。各校での配慮や取組事例をまとめました。



(1) 副学籍校の卒業式に参加

① すべてに参加

副学籍校との交流活動も回数を重ね、大きな集団でも負担を感じることなく、安心して活動できるようになったSさんは、中学校の卒業式の始めから終わりまで参加しました。入場の際には、並んで歩く生徒がさりげなく手を前に出して歩き出すタイミングを伝えてくれました。学級での最後のお別れの場にも参加し、担任の先生から学級の仲間と同様に、激励のメッセージをいただきました。帰りに生徒玄関で学級の仲間から声をかけられ、一緒に中学校の思い出の写真撮影もしました。



高等部1年生の時に、その学級で同級会を行うことになり、Sさんにも誘いの電話がありました。お母さんが確認のために電話を代わったところ「僕たちでSさんを迎えに行くので、お母さんは来なくても大丈夫ですからね」と言われたと聞きました。卒業後もつながる地域の仲間の支えにうれしさを感じました。

② 可能な部分への参加

保護者は、本人の様子や副学籍校でのこれまでの交流活動の様子から、卒業式への参加は可能であるが、始めから終わりまで参加することは難しいのではないかと考えました。保護者・特別支援学校・副学籍校で相談して、式の始めから参加し、証書授与の後、そのまま退場するという方法で進めました。退場の際に、「Tさんが退場します。拍手で送りましょう。」と進行していただき、厳粛な中でも温かな拍手に包まれた卒業式への参加となりました。



(2) 別に卒業式を設定(副学籍校にて)

① 卒業学年の仲間の前で(卒業学年の式練習の機会に)



副学籍中学校の卒業式参加については、参加を希望する保護者3名と、市教育委員会、副学籍校の教頭先生・特別支援教育コーディネーター、伊那養護学校の副学籍窓口職員が集まって相談する場を設定しました。それぞれの願いを出し合い、現状についての情報交換を行いました。その結果、高校入試が終わってからの卒業学年で行う卒業式練習の際に、副学籍卒業式として別に設定することになりま

した。本番数日前の卒業学年の練習の際に、副学籍卒業式が挙行されました。保護者代表のお礼の言葉に涙する3年生の姿もありました。同じ地域の仲間同士としての存在を、卒業という区切りの時にあらためて感じ合う機会となりました。

保護者からの「副学籍卒業式があったことを中学校の生徒や保護者の皆さんに伝えてください」という願いを受け、中学校では式場入口に副学籍卒業式の様子を伝える画像を掲示し、最終の学校便りでも伝えていただきました。

② 交流学級の仲間の前で（最後の交流会の機会と重ねて）

保育園からのつながりのある小学校の交流学級の仲間と共に活動ができるUさんの卒業証書授与は、交流学級との最後の交流会の時に行うことを、保護者と両校担任で連絡を取り合って決めました。Uさんも納得し、当日は校庭で追いかけっこをした後、校内で交流学級の友だちとフルーツバスケットを楽しみました。その後、体育館に移動して交流活動を6年間積み重ねてきた友達の前で、校長先生から卒業証書を受け取ることができました。学級全員で卒業記念写真を撮り、みんなのアーチを通して退場しました。伊那養護学校では、大勢の中での活動をあまり好まないUさんですが、つながりのある地域の仲間の中では、卒業生としての立派な立ち振る舞いことができました。



③ 副学籍校の校長室で

中学部の時は、たくさんの交流活動はできなかったけれど、地域の一員であるこの子の存在を先生方にしっかりと知ってもらいたいと保護者は考えて、副学籍中学校の校長室での卒業証書授与式を希望しました。

期日は、地域の中学生と同じ日を希望し、中学校の卒業式が終了した後に設定されました。校長室で卒業証書を受け取った後、玄関の看板の前で、最高の笑顔で記念写真を撮りました。



（3）別に卒業式を設定（伊那養護学校にて）

① 特別支援学校の体育館で、副学籍校の校長先生から

中学校には5名の副学籍生徒がいました。希望調査では1名が副学籍卒業証書の授与を希望していました。中学校の校長先生から、「卒業証書は全員分用意したので、なんとかみんなに届けたい。中学校での授与にまだ不安があるのならば、伊那養護学校へ私が出向いてもいいけれど。」と相談がありました。伊那養護学校で保護者に相談したところ、「中学校は大規模校なので不安があった」「伊那養護学校でならばうちの子も受け取れると思う」「校長先生

の気持ちがうれしい」という声が聞かれました。そして、伊那養護学校での授与を4名が希望しました。

伊那養護学校の卒業式の2日前、卒業学年の練習が終わった後の体育館で中学校の副学籍卒業証書の授与が行われました。

伊那養護学校での授与練習とも重ねて、その流れに中学校の校長先生が合わせてくださったので、生徒たちは安心してスムーズに受け取ることができました。中央ステージに上がれない生徒がいましたが、校長先生はサッとその生徒の場所に移動し、膝をついて同じ高さで授与を行いました。最後に卒業証書を手に参加者全員で記念写真を撮影して式を閉じました。



中学校の校長先生の配慮と行動により、より多くの生徒が副学籍卒業式に安心して参加でき、保護者の願いを実現することができました。伊那養護学校担任も中学校との距離感が縮まった気持ちになりました。

② 特別支援学校の校長室で、副学籍校の校長先生から

地元の小学校での交流活動を希望していましたが、Vさんの調子から参加がかなわないことが多くありました。通いたかった小学校への思いや地域の子である証として卒業証書を副学籍校の校長室で受け取りたいという希望を出しました。副学籍校で準備してきていましたが、Vさんの調子から参加ができませんでした。



その状況を小学校に伝えると、保護者の願いに少しでも寄り添えるように、伊那養護学校での授与を提案していただきました。保護者とも相談して、伊那養護学校の校長室で小学校の校長先生からの授与を再計画しました。当日はVくんが時々立ち寄る校長室で、笑顔を見せながらしっかりと受け取ることができました。

③ 特別支援学校の教室で、副学籍校の校長先生から

WさんとYさんは、伊那養護学校の同じクラスで生活しています。二人の副学籍がある小学校は養護学校の近隣にあり、クラスの校外活動で散歩に行つて小学校の校庭で遊ぶこともありました。卒業の時期になり、副学籍の卒業証書を二人の保護者が希望しました。どのように受け取るかを保護者と相談した結果、小学校の校庭では遊べるけれど、校内での活動が難しい面も予想されたこと、卒業を感じてかYさんの調子が上がらず養護学校の教室での活動が安心できる状況であること等を踏まえて、養護学校のいつもの教室での授与を計画しました。養護学校の校長先生からの授与も考えたのですが、小学校の校長先生、教頭先生から「近くだから伊那養護学校へ足を運ぶよ」と声をかけていただきました。

二人とも確実にクラスに居ることができるのが給食の時間、メニューがカレーの日だった

ので、その日時に合わせて設定しました。校長先生・教頭先生が正装して教室に入ってきて、二人に卒業証書を授与してくれました。Wさんは予定どおり時間ぴったりに教室に戻って受け取り、Yさんはもらった瞬間「やったー！」と証書を掲げ、声をあげてうれしそうでした。



④ 特別支援学校の教室で、特別支援学校の校長先生が代理授与

いつもの環境ならば安心した生活や自分らしい行動ができる児童生徒の卒業証書の授与方法として「郵送」を希望する家庭もあります。場所や人が替わることに、本人も保護者も不安をもっているからだと推察できます。学校職員としては、卒業証書を郵送するということに申し訳なさを感じます。

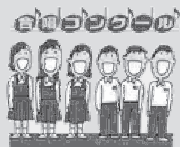
そこで、両校で相談して、小学校から伊那養護学校へ卒業証書を届けていただき、伊那養護学校の校長が代理で授与する形を、Zさんの保護者に提案しました。保護者からは「いつもの伊那養護学校で、いつもの校長先生からなら大丈夫」という返事をいただき、自分の教室で帰りの会に合わせて計画しました。

迎えに来た母が見守る中、伊那養護学校の校長先生から副学籍の卒業証書が授与されました。ちょっとためらいながらも証書を受け取ったZさんに、クラスの仲間から「おめでとう」「いいなー」という声があがり、教室が温かな拍手につつまれました。



ライフステージに沿って存在感をつなぐ ～紹介した事例をつなぐと～

「一緒に入学して、交流でつながり、仲間として卒業し、共に大人になる」



副学籍による交流及び共同学習は、地域での共生の道筋をたどる仕組みとなります

8 副学籍を活用した取り組みを振り返って～副学籍が全員に整った3年間を中心に～

市町村が整えた「副学籍」を活用した取り組みにより、交流の回数が増えるとともに、交流の内容や方法にも質的な変化がありました。副学籍学級全員で伊那養護学校を訪問しての交流活動が増えたり、小中学校から卒業式や学級行事等の計画が提案されたり、入学式への参加が地域主導で実施されたりと、交流活動が双方向で展開されるようになってきました。伊那養護学校の保護者からも「交流の広がりを感じる」「名前を呼んで挨拶してもらった」「子どもも親も地元の学校の一員と感じた」等という声が寄せられました。また、事例からも、高等部の時に中学校の同級会に誘われたり、成人式に出席し声をかけられたりと、卒業後の関係性の継続も伺えます。副学籍により、伊那養護学校に通っている子であると同時に、「地元の子である」という意識が広がってきていることを感じます。

一方、「希望したのに通知が届かなかった」「学校によって対応が違う」「交流回数も増えて充実しているけれど、これ以上は仕事を休んで引率するのは難しい」等という声があります。「周知と理解」「交流の引率」という副学籍の課題も明らかになってきました。これを受けて、学校によっては、集会やお便り等で子どもたちや保護者に副学籍のことを伝えたり、研修を設定し職員の理解を深めたりしています。また、市町村によっては、広報で副学籍を地域全体に周知したり、交流活動の際に付き添う市町村費による副学籍支援員を検討・具体化したり、副学籍が円滑に進むように内規の一部修正を行っています。伊那養護学校でも、副学籍の周知や職員研修、担任以外の引率の調整等の工夫をしています。

副学籍の課題に対しては、一つ一つの事例やニーズに沿って、保護者・市町村・小中学校・伊那養護学校が相談しながら進めています。このように必要に応じて関係者が連携して課題を解決していく過程は、合理的配慮を構築する道筋そのものでもあると感じます。

上伊那では、副学籍による配慮や支援の工夫が小中学校で徐々に定着してきています。

その配慮や支援は、子どもたちの成長の道筋に沿って保育園や高校との繋がりを生み、医療や福祉を含めた上伊那圏域全体の特別支援教育の連携システムにも発展しています。その結果、子どもたちが、成長段階からお互いの姿を感じ合い認め合うことができる共生の場が学校や地域に実現できつつあります。副学籍が、上伊那でさらに充実していくとともに、その良さが県全体へ広がることを期待します。

副学籍に寄せる保護者の思い

障がいがいなければ、皆さんと一緒に、この中学に入学し、共に学び、生徒会や部活動に励んでいたのだと思います。



3人は養護学校の高等部に進みます。みなさんもそれぞれが決めた道に進むと思いますが、同じ地域に住む仲間の一人として、覚えておいてもらえたらうれしいです。

副学籍の卒業式での保護者の言葉から

「障がいがいなければ」という母の言葉に思いがこもりました。伊那養護学校の校長が天を仰ぎ、同学年の中学生はシンと聞き入り、目を潤ませる生徒もいました。

可能な限り環境を調整し、合理的配慮の充実を図ることで、社会的障壁をなくし、共に学ぶ機会を創造することが、インクルーシブな教育で求められています。

副学籍はその仕組みの一つであり、その延長線上に「障がいがあっても」地元の学校に通うことができる学びの場が実現できれば、その時は伊那養護学校が副学籍校となります。